

では、その活動に必要な資材を投入し、各産業「梱包」を投入することとする。従って、各産業が一つ一つの梱包資材を投入することはしないことになる。

2. 推計の資料および方法

①「工業統計」を中心に、②「包装材料・容器の需要推計」（産業材料調査研究所）、③「昭和45年包装資材・包装関係機械出荷（生産）統計」（包装産業懇話会）、梱包資材関連協会、連合会等の資料、各種需給統計を参考とし、生産額は梱包資材の面、すなわち投入額を求めると同時に確定した。産出額は上

（最終需要部門）

第7節 経済企画庁担当部門

家計外消費支出（9110-00）

粗付加価値部門における行部門「家計外消費支出」の説明を参照されたい。行部門のそれは、各産業が支払った費目別の家計外消費額を示しているのに対して、列部門では、家計外消費支出の内容としての財貨サービスの額を示している。

家計消費支出（9120-10）

(1) 定義および範囲

産業連関表（I・O）でいう家計消費支出とは、家計が支払った財貨サービスに対する経常的な最終支出額から中古品取引及び屑の販売額を控除したものである。ここでいう経常支出とは家計の場合は、土地と建物以外のすべての支出である。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者 または出所
1	家計調査年報	昭和45年	総理府統計局
2	農家経済調査報告	昭和45年度	農林省
3	全国消費実態調査報告	昭和44年	総理府統計局

(3) 推計方法

ア 家計消費支出額（C・T）の推計

I・Oにおいては、生産者価格を基準とするのに対し国民所得統計（N・I）では購入者価格を基準としているのでマージン額が購入者価格の中に含まれた形になっている。またI・Oが国内概念に基づくのに比べ、N・Iは国民概念に基づいている。

このようにI・OとN・Iでは概念上の差異があるが、一

記資料②により産業大分類別の需要額をわくとし、I-0部門ごとに40年I-0表の計数を見安として推計した。

3. 問題点

40年表では、化学および商業部門は、例外的に梱包資材を直接投入することとしているが、45年表では梱包部門の産出は例外を認めず統一的に行なった。これは、後での処理（例えばバラシ作業）に際して便利であると考えたからである。このような事情から、40年表と比較すると、生産額は化学および商業部門配分相当額だけ大きくなっている。

応N・Iの家計消費支出額にI・OとN・Iの概念上の差額を加えた額を家計消費支出額（C・T）とする。

① N・Iの家計消費支出額の推計

「家計調査年報」「農家経済調査報告」「全国消費実態調査報告」より非農家普通世帯、農家世帯、単身世帯のそれぞれの年間家計費を求め、これに、世帯数を乗じる。これらの家計調査法による結果から住居費を除き、N・I概念に合わせるために、以下の項目の加算ないしは控除を行なう。加算項目としては、家庭外消費、学校給食費、自衛隊現物給与、地代家賃、設備修繕費、家具じゅう器・水道料、金融機関等の帰属サービス、社会保険による医療現物給付、その他の現物給付があり、控除項目としては、税外負担、個人から政府へのその他の移転、火災保険料、仕送金・贈与金等がある。

このN・Iの家計消費支出額は35,358,813百万円である。

② I・OとN・Iの概念上の差額

生命保険（簡易、郵便年金含む）、不動産仲介業、住宅賃貸料（建設補修を含む）、国内国民概念・推計資料の違い等の概念上の差額は、1,981,652百万円である。

（単位 百万円）

	I・O	N・I	I・O-N・I
生命保険 （簡易、郵便年金含む）	894620	621749	272871
不動産仲介業	35009	18471	16538
住宅賃貸料 （建設補修を含む）	4545425	4487311	58064
国内・国民概念 推計資料の違い	1,634,179	-	1,634,179
合計	7,109,233	5,127,581	1,981,652

①②より家計消費支出額（C・T）は、

35,358,813百万円+1,981,652百万円=37,340,465百万円 となった。

I・OとN・Iの費目別の比較

(単位：百万円)

	N・I	I・O
飲食費	1,244,957.7	1,311,480.0
被服費	3,700,735	4,133,049
光熱費	962,986	714,035
地代家賃 (設備修繕を含む)	4,505,832	4,586,597
家具その他	3,162,839	3,055,020
雑費	10,576,845	11,731,630
分類不明	—	5,334
家計消費支出	35,358,813	37,340,465

(注) 屑の金額を調整後の数字である。

イ 投入内訳の推計

- (i) 資料1の家計調査年報より、一世帯当たり年間の品目別支出金額(全国全世帯)を求め、これに非農家普通世帯数を乗じる。
- (ii) 資料2の農家経済調査報告より、年度別にみた生活物質の消費価格(一世帯平均、全国)を求め、これに農家世帯数を乗じる。
- (iii) 資料3の全国消費実態調査報告(第6巻、家計収支・品目単身世帯編)より、男女・食事形態・品目別一世帯当たり1か月間の支出金額を求め、これに単身世帯数を乗じる。なお年間の支出金額に換算するためにさらに資料1より昭和44年10、11月の平均消費支出と、昭和44年、年間消費支出の比率を求め、これに乗じる。

(i)(ii)(iii)より推計した経済主体別、部門別(品目別)の計数を積み上げて、全体の家計消費支出の総額を算出した。このN・Iによる数字はI・Oのそれとは一致しないため調整する必要がある。そのために、部門別の構成比をもってN・Iの家計消費支出総額に乘じ、部門別計数を求めた。

(注) 1. 全国全世帯の一世帯当たり年間の品目別支出金額
(昭和45年)
..... 900,475円
非農家世帯数 18,556千世帯
非農家年間家計費..... 900,475×18,556千世帯
= 16,709,214百万円

2. 農家の生活物質の一世帯平均消費価格
(昭和44年度)
..... 1,141,444円
農家世帯数 5,197千世帯

農家年間家計費..... 1,141,444円×5,197千世帯
= 5,932,084百万円

3. 単身世帯一世帯当たり1か月間の支出金額
(昭和44年10月, 11月の平均)
..... 31,880円
単身世帯数 7,416千世帯
月平均を年間額に転換するための倍率
昭和44年10月・11月の平均消費支出と昭和44年、年間消費支出の割合(家計調査年報, 昭和45年一世帯当たり年平均1か月間の収入と支出, 勤労者世帯, 人口5万以上の都市による)
$$\frac{1,015,660}{163,678} \times 2 = 12.4 \text{ 倍}$$

単身世帯年間家計費
$$31,880 \text{円} \times 7,416 \text{千世帯} \times 12.4 = 2,931,634 \text{百万円}$$

4. 非農家, 農家, 単身世帯の年間家計費
..... 2,572,932百万円
各行部門について、内生部門担当の農林、通産、建設、運輸省等の内生部門より推計された生産者価格と調整を行なった際、内生部門側は各専門担当分野であり、また基礎統計が比較的精度の高いものがえられると思われるので、原則的には、それらの数字を採用した。ただし、これらの部門別数字を飲食、被服費などの費目別に分類し、さらにマージン等を加味した上で国民所得統計のそれと見合うように調整を行なった。

(4) 問題点

1. 資料制約上、農家は45年度調査、単身世帯は44年調査を使わざるをえなかった。
2. 基礎資料は、サンプル調査であるため、いわゆるもれがあり、計数の小さいほど信頼性がない。
3. 基礎資料では、はあくできない項目が多い。
4. 素材別、国産輸入別などの統計が不備である。
5. 最終的には、飲食、被服費等に分割されるべきこづかい・つきあい費や冠婚葬祭費等は、分割できないため、分類不明の項で処理した。

一般政府消費支出(9130-00)

(1) 定義および範囲

この項目は、一般政府による財貨・用役の経常的購入からなっている。一般政府の範囲は、現行の国民所得統計と同様であ

る。すなわち、中央政府の一般会計および非企業特別会計ならびに地方政府の普通会計、および非企業会計（国民所得統計年報参照。）を一般政府とし、その他の企業特別会計、政府関係機関、その他の政府企業および地方政府企業会計は政府企業としてここには含まれない。一般政府のうち、1）官立・公立学校 2）病院、診療所 3）建設工事 4）空港管理、港湾管理（一般会計に含められているもの） 5）水道（普通会計に含められているもの）はそれぞれ該当する産業に、その他は公務に格付けし、それぞれ各産業または公務からこの部門に産出する。この部門における経常的支出は、資本財および資本用役を除く財貨・用役の購入とする。ただし、軍事用のものは、建築物、構築物の建設、その他の資本財の購入も含め、すべての財貨・用役の購入（土地の購入を除く。）をもって経常的支出とする。

また、一般政府消費支出と財貨・用役の輸出入との振替え関係については、一般政府の海外に対する現物移転は一般政府消費支出とせず、財貨・用役の輸出として取り扱う。（たとえば船舶の現物賠償は財貨・用役の輸出とする。）ただし、防衛支出金による現物移転については、一般政府消費支出とする。

なお、国防以外の一般政府用の建物の賃貸料は、政府所有分の帰属賃貸料を含む粗賃料（gross rent）を計上する。ただし、道路その他の公共施設に関するものは含まない。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者 または出所	備考
1	一般会計歳入歳出 決定計算書	昭和45年度	大蔵省	C.T.I
2	特別会計歳入歳出 決定計算書	"	"	"
3	地方財政統計年報	"	自治省	"
4	地方公営企業年鑑	"	"	I
5	補助金便覧	"	大蔵省	"
6	都道府県決算状況調	"	自治省	"
7	市町村決算状況調	"	"	"
8	国民所得統計年報	"	経済企画庁	C.T
9	予算明細書	"	"	I
10	防衛年鑑	"	防衛庁	"
11	産業連関表物量表 に関連する資料	"	"	"
12	昭和40年産業 連関表作成報告	昭和40年	行政管理庁	"
13	地方公共団体財 政支出内容調査	昭和45年度	経済企画庁	"

(3) 推計方法

ア 経費総額（C.T）の推計

資料(1)および(2)から財貨サービス経常入額 5,827,065（百万円）を推計し、これに政府建物帰属賃貸料 310,583（百万円）を加え 6,137,648（百万円）をもって、一般政府消費支出の総額とした。

イ 投入内訳の推計

中央政府および地方政府分については資料(1)~(7)により会計別に仕分けし、それぞれの部門に格付けするとともに残余は資料(9)~(13)により内訳を推計した。

(4) 問題点

投入内訳について

中央政府分については、必ずしも産業関連表の部門分類とは合致しないが、資料的に整備されているのであまり問題はないとおもわれる。しかし地方政府分については、この点不十分である。（ただし、昭和40年表では、地方財政支出内容調査を実施している。）また軍需用建物や構築物は固定資本形成とせず、政府経常購入としているが、兵員の住居の問題ともからんで、仕訳の限界が判然としない。

特に建物帰属賃貸料については、後述するように問題が多く擬制的取引であること、資料的な制約から必ずしも十分な推計とはいえない。

国内総固定資本形成

国内民間総固定資本形成（9140-10）

国内政府総固定資本形成（9140-20）

(1) 定義および範囲

(イ) 固定資本形成の範囲

国内固定資本形成は以下の①~⑤の基準に該当するものに限定される

- ① 耐用年数1年以上で、1品目1件あたりの金額がおおむね5万円以上（税法では、39年3月以前1万円以上、39年4月以降3万円以上、45年4月以降5万円以上を償却固定資産としている。）の固定資産の取得に対する支払
- ② 固定資産の取得に要する直接的経費
- ③ 修繕補修のうち、改良改造に対する支出（単なる修繕補修費は除く）
- ④ 土地改良に対する支出および住宅建設に対する個人（民間非営利団体を含む。）の支出

⑤ 建設仕掛工事

なお、⑥船舶および重機械などの内需向け仕掛工事（支出把握の基準は工事進捗ベース）、⑦取替資産（レール、電線など）に対する支出のうちの新設改築向け分は、国民

所得税ベースでは固定資本形成の中に含まれるが10ベースでは、⑥が除外され（10ベースの在庫品増加に計上される）、また⑦は新設改築向け以外の取替資産分も固定資本形成として計上される。

	国連方式		日本の現行推計					
	国内総固定資本形成	項目別	基本推計方法（コモ法）	補助推計方法（人的方法）				
			法人	個人企業	家計	非営利	政府	
国内総固定資本形成	項目別	居住用建物	○建設省積上げ調査	○		○	○	
		非居住用建物	○コモ法（建設コモ）	○				
		その他建設	○コモ法（植物コモ）	○				
		土地改良園	○コモ法（機械コモ）	○				
		果樹園器車他	○コモ法（動物コモ）	○				
輸送機器								
その他								
大	機械器具畜							
家	畜							
国内総固定資本形成	産業別	農業						
		林業						
		漁業						
		鉱業						
		電気・ガス・水道業						
		建設業						
		卸売業						
		ホテル旅館業						
		運輸通信業						
		金融保険業						
		不動産業						
		(内)不動産業						
		(内)所有者居住住宅						
一般政府								

(2) 推計資料

「(3)推計方法」で記述した。

(3) 推計方法

国内総固定資本形成は、主として物的推計方法（コモ法）によって推計する。コモ法によると民間および政府の合計額1本の数値しか得られないため民間および政府への分割は、補助推計方法（人的方法）等により行なう。

コモ法の推計は、機械器具、建設、大動植物（さらに大動物および大植物に二分される）の三部門に分けて行なう。

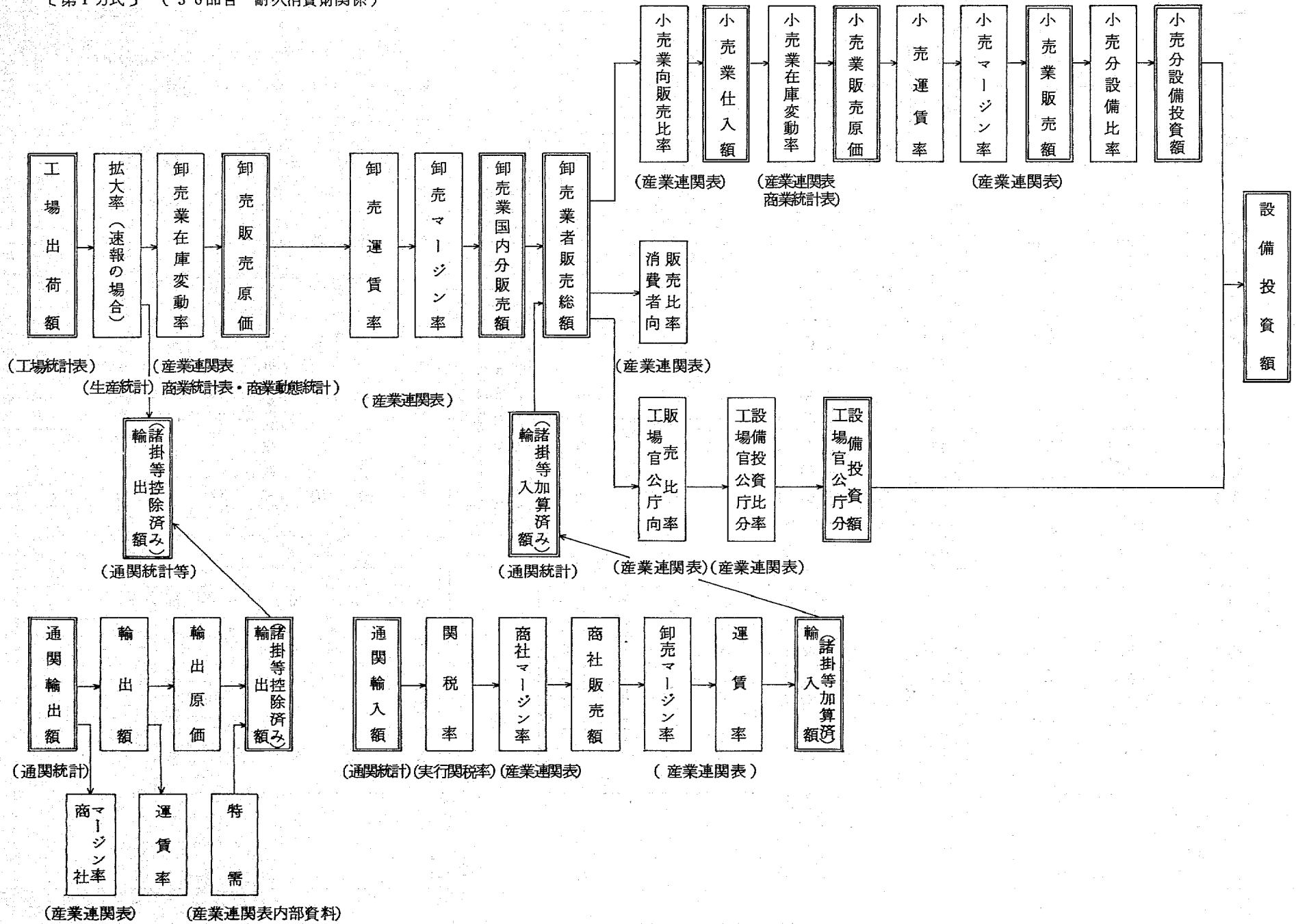
(1) 機械投資

機械器具（機械コモ）

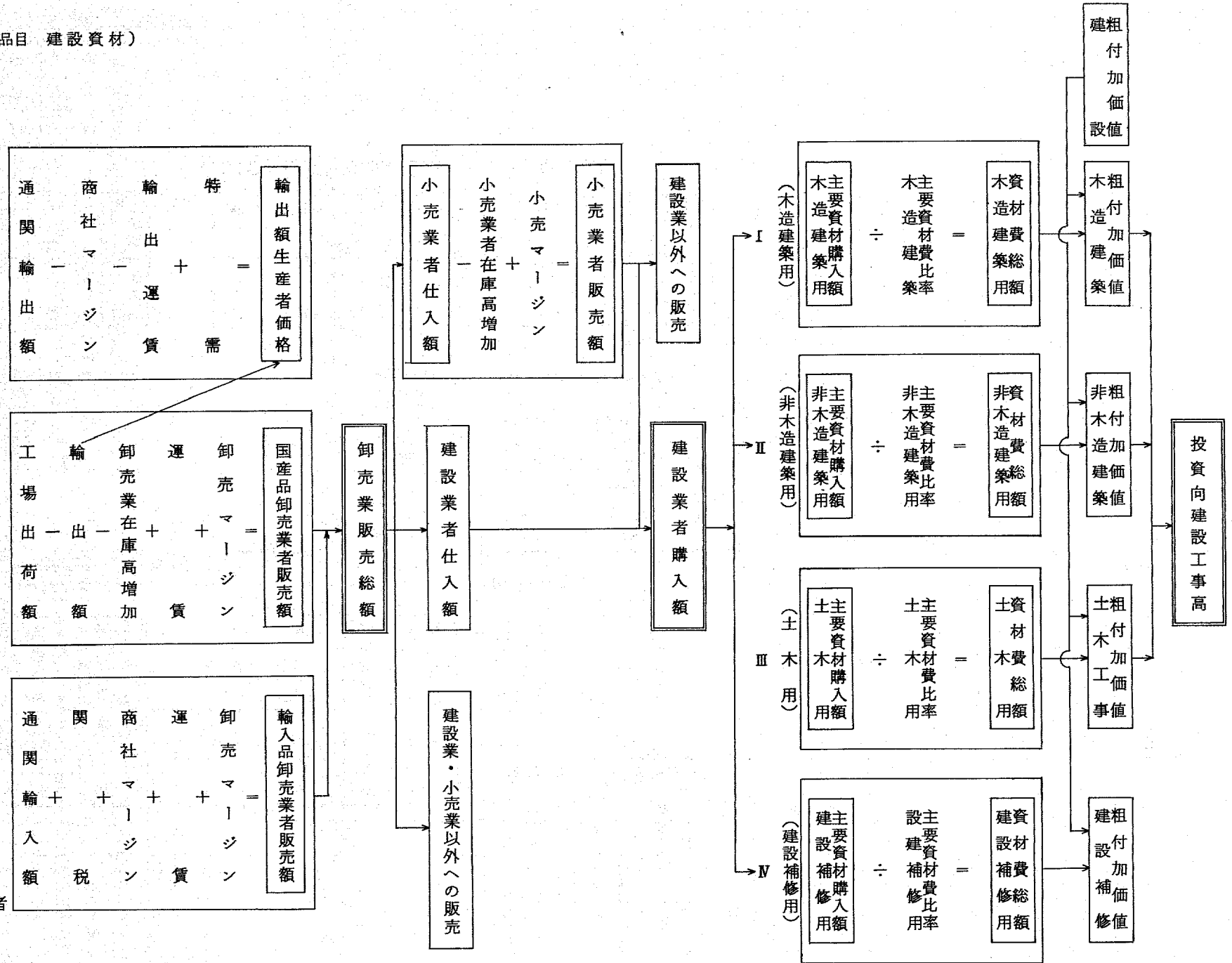
国内総固定資本形成に向けられる機械器具が生産されてから設置されるまでの流通経路を、その機械器具の流通特性に

よって①いわゆる耐久消費財といわれるもので、卸売業者そのうちの一部はさらに小売業者を通じて販売されるもの（第1方式）、②卸売業者を通じて販売され、部品として使用される場合もあるもの（第2方式）、③卸売業者を通じて販売されるもの（第3方式）、主として製造業者を通じて販売されるもの（第4方式）の4つに分類し、それぞれ流通経路を下図のように想定し、その流れにしたがって推計する。採用品目は、機械器具向けの投資財と考えられる298品目（昭和40年産業連関表6桁分類）であり、これをさらに第1方式を適用するもの36品目、第2方式を適用するもの55品目、第3方式を適用するもの111品目、第4方式を適用するもの96品目に分けて推計する。この推計方法を図示すると次のとおり（第1方式のみ掲げる）となる。

〔第1方式〕 (36品目 耐久消費財関係)



建設コモ(167品目 建設資材)



(参考) NIベースに転換する際概念調整

① 機械据付費

機械据付費は、産業連関表(およびこれに準拠しているコモ法)においては建設コモ(土木工事)の中に含まれている。しかしながら、機械据付費はNIベースでは機械投資の中に含めるべきである。このためNIベースに転換する際には以下の調整を行なう。

NIベースの機械投資額

$$= \text{機械器具投資額} + \text{機械据付費比率} \times \text{機械出荷額}$$

(機械コモ) (40年IO表)

他方、建設投資額についても、これに見合う調整を行なう。

NIベースの建設投資額

$$= \text{建設投資額} - \text{機械据付費比率} \times \text{機械出荷額}$$

(機械コモ) (40年IO表)

② 大型機械類の仕掛品増加

上述した機械コモ法は、機械製品が工場出荷される時点で把握することになるためNIベースでの機械投資に含めるべき大型機械の仕掛品在庫分が漏れている。このためNIベースに転換する際には、工業統計表から船舶、重電機の仕掛在庫品増加を推計し、その一部を機械器具投資額の中に加算する必要がある。

目数は、昭和40年産業連関表を基準として採用した163品目(昭和40年産業連関表6桁分類)であり、それに主要でない建設資材との比率を乗じて、全体の建設資材投入額とする。

上記の「建設資材投入額」は、建設業者の資材購入額であり、この額に建設業の付加価値(雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税)を加算して、建設投資額とする。

(参考) NIベースに転換する際概念調整

○ 国鉄、私鉄、電力会社、電々公社のレール、電線に対する支出の一部(新設、改良向け)は建設投資となるが、建設コモの推計にはそれ以外取替資産部分も含まれているのでNIベースの建設投資額を推計する際はその分を「鉄道統計年報」、電力会社の営業報告書等から推定して控除する。

○ 機械据付費(控除)

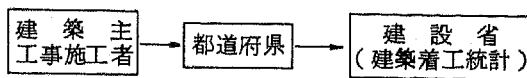
前述したように、建設コモにより推定した投資額の中には機械据付費が含まれているのでNIベースの建設投資額を

推計する場合にはこの分を建設投資額の中から控除して、機械投資額の中に加算する必要がある。

(40年IOでは、大型機械出荷額の0.1594倍として

③ 住宅(建設の内訳、建設省調査)

(1) 基礎統計は建築着工統計である。



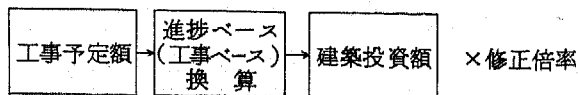
届出(建築基準法に基づく)集計

建築着工統計

- ① 用途別 } 居住専用, 居住産業併用, 産業専用
- 構造用 } 木造, 鉄骨, 鉄筋コンクリート, コンクリートブロック等
- 建築主別 } 国, 都道府県, 会社, 会社でない団体, 個人等

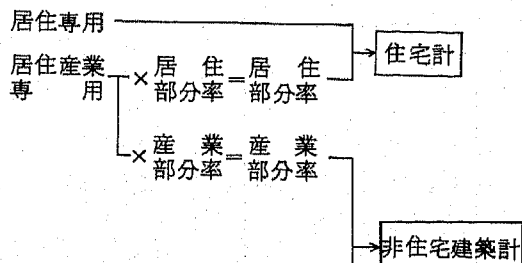
② 工事予定額(着工時における全工事見積り額)

(ロ) 推計方法(用途, 構造, 建築主各別ごとに推計)



建築投資額

① 居住用



② 産業用



推計結果をまとめると以下のとおりとなる。

a 建設資材投入額

(100万円)

	木造建物	非木造建物	土木工事	建設補修
主要資材	2,100,662	2,983,204	2,641,328	645,046
資材合計	2,497,815	3,710,453	3,559,741	933,496

b. 粗付加価値額

○ 建設種別別資材投入の構成

				40年	～	45年
資材投入総額 (アウトプット機算)	木非土補	木	造			2,497,815
			造			3,710,453
			木			3,559,741
			修			933,496
			計			10,701,505
資材費ウェイト	木非土補	木	造	25.76%		23.34%
			造	32.65%		34.67%
			木	32.55%		33.26%
			修	9.03%		8.72%
			計	100.00%		100.00%
資材ウェイト指数	木非土補	木	造	100.00%		90.61%
			造	100.00%		106.19%
			木	100.00%		102.18%
			修	100.00%		96.57%
			計			

○ 建設種別別粗付加価値の構成

				40年 1・0 価額	(A) 同左 ウェイト	45年		
						(1) 資材費ウ ェイト指数	(1) × A	(1) × A の計 =100 に転換
				百万円	%	%	%	%
雇用者所得	木非土補	木	造	292,359	20.766	90.61	18.82	18.76
			造	357,568	25.398	106.19	26.97	26.88
			木	635,961	45.172	102.18	46.16	44.02
			修	121,986	8.665	96.57	8.37	8.34
			計	1,407,874	100.000		100.32	100.00
営業余剰	木非土補	木	造	217,503	38.365	90.61	34.76	35.33
			造	167,474	29.540	106.19	31.37	31.89
			木	127,511	22.491	102.18	22.98	23.36
			修	54,447	9.604	96.57	9.27	9.42
			計	566,935	100.000		98.38	100.00
資本減耗引当	木非土補	木	造	17,956	12.800	90.61	11.60	11.44
			造	33,246	23.700	106.19	25.17	24.82
			木	82,485	58.800	102.18	60.08	59.26
			修	6,593	4.700	96.57	4.54	4.48
			計	140,280	100.000		101.39 ⇒	100.00
間接税	木非土補	木	造	16,535	30.643	90.61	27.77	27.91
			造	17,637	32.685	106.19	34.71	34.88
			木	15,463	28.656	102.18	29.28	29.43
			修	4,326	8.017	96.57	7.74	7.78
			計	53,961	100.000		99.50	100.00

(雇用者所得)

項目 暦年	「毎月勤労統計」建設業 30人以上規模 平均現金給与額		(2) 「労働統計調査月報」 (労働者)の常用 労働者雇用指数 (40年=100)	(3) (1) × (2) 全雇用指数	(A) 建設業 雇用者所得 IO計数	(A') 雇用者所得	(B) 一般失対費 「地方財政統計年報」	(A') - (B) I-O表では失対費 →資本形成 NIでは→経費
	(円/月)	(1) 同左指数	%	%	百万円			百万円
40	39,439	100.0	100.0	100.0	1,459,267		51,393	1,407,874
45	71,722	181.9	133.8	243.4		3,551,856	81,976	3,469,880

(営業余剰)

暦年	「法人統計季報」 建設業営業損益	「法人統計季報」 建設業推計法人数 (四半期平均)	1企業あたり 営業損益	建設業登録者数 (大臣,知事) 3月末	修正営業損益	(5) 同左指数 (40年=100)	(6) IO計数	(5) × (6) 営業余剰
	(1)	(2)	(3) = (1)/(2)	(4)	(3) × (4)			
40	202,851 百万円	11,955	16,968 千円	97,624	1,656,484 百万円	100.0	536,924	
45	671,619	30,665	21,903	163,139	3,573,070	215.7		1,158,145

(資本減耗引当)

暦年	人的推計			計	40年 = 100	建設業資本 減税引当 (IO計数)
	法人 (建設業)	個人 (建設業)	政府 (建設関係)			
40	127,939 百万円	16,556 百万円	5,675 百万円	150,170 百万円	100.0	170,291
45	346,479	59,113	(18,880)	424,472	282.7	481,413

(間接費)

暦年	間接税計	(1) 同左指数	(2) 建設業間接税 (IO計数)	建設コモ間接費 (1) × (2)
			百万円	
40	(10億円) 32,910	100.0	53,961	百万円
45		(320.4)		172,891

C NIベースに転換する際に必要な概念調整(取替資産) NIベースでは、取替資産分が計上(控除項目として)されるが、IOでは計上されない。
参考のためにこの額を示すと以下の通り。

取替資産額 (通産省, 公益 事業局, 監査監 理課)	電力		国鉄				私鉄				電 気			取替資産 合計
	施設修繕費 (国鉄本社)	(1) 指数	(2) 40年 IO計数	取 替 資 産 額 (1) × (2)	減 価 償 却 費	(3) 指数	(4) 40年 IO計数	取 替 資 産 額 (3) × (4)	減 価 償 却 費	(5) 指数	(6) 40年 IO計数	取 替 資 産 額 (5) × (6)		
													(5)	
40	38,051	27,689	100.0	33,199	22,184	100.0	12,626	23,611	137,362	100.0	6,417	16,967	80,273	
45	74,632	35,779	129.2	42,893	41,480	187.0			363,170	264.4			158,103	

○ 総合表

		45年				45年		
資材投入	木造	2,497,815		資本減耗引当	木造	55,074		
	非木造	3,710,453			非木造	119,487		
	土木	3,559,741			土木	285,285		
	補修	933,496			補修	21,567		
	計	10,701,505			計	481,413		
雇用者所得	木造	653,621		間接税	木造	48,409		
	非木造	933,016				非木造	60,268	
	土木	1,592,154				土木	50,695	
	補修	291,088				補修	13,518	
	計	3,469,880				計	172,891	
営業余剰	木造	410,342		合計	木造	3,665,261		
	非木造	3,687,777				非木造	5,192,001	
	土木	2,693,855				土木	5,757,260	
	補修	1,096,422				補修	1,369,311	
	計	1,158,145				計	15,983,834	
				建設工事高 (合計のうち除補修)		14,614,523		

(イ) 大動植物

① 動物

乳牛(2才以上), 役用牛(2才以上), 馬(3才以上), めん羊(1才以上), やぎ(1才以上)で, かつ主として雌を対象として, 次の方法で推計する。

(年度末家畜飼養頭数-年度間屠殺頭数)×成畜価格

② 植物

果樹の成園面積の増分×成園育成価格

資料は①, ②とも「農林省統計表」(畜産の部, 果樹の部), 「農畜産業用固定資産評価標準」による。

(ニ) 民間分割

(イ)~(イ)で推計した国内総固定資本形成から別途予算決算書を基礎統計として算出される政府総固定資本形成を差引いて, 民間総固定資本形成とする。算式は次のとおりである。

民間総固定資本形成

= 国内総固定資本形成 - 政府総固定資本形成

民間住宅 = 住宅(建設省積み上げ調査) - 政府住宅

民間企業設備 = 民間総固定資本形成 - 民間住宅

(ホ) 最終結果表(投入)

I 機械投資

機械コモ 10,261,291百万円

II 建設投資

建設コモ(総工事高) 14,614,523百万円

このうち

住宅(建設省計数) 5,092,376

その他建設 9,364,044

III 大動植物

動植物コモ 86,375

合計 24,962,189

合計のうち

政府 5,797,570

民間 19,164,619

在庫純増

生産者製品在庫純増 (9150-10)
半製品・仕掛品在庫純増 (9150-20)
流通在庫純増 (9150-30)
原材料在庫純増 (9150-40)
所在不明在庫純増 (9150-50)

(1) 定義および範囲

(イ) 財貨を生産する産業

農業, 林業および伐木業, 漁業, 鉱業, 製造業, 電気・ガス・水道業, 建設業

1.1 原材料・貯蔵品

商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、かつ建設工事のために取得するすべての原材料、物貨、部品および貯蔵品。消費するために購入した石炭、石油その他の燃料。農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料その他の財貨の在庫。グリースその他の潤滑油、購入した非耐久性コンテナ、工場包装、事務用およびその他の貯蔵品。

1.2 仕掛品

財貨を生産する事業所によって一部加工され、輸送され組み立てられた財貨であって、通常さらに加工されることなしには他の事業所に対して販売し、出荷し、引渡されることのないもの。建設仕掛工事は除外される。

1.3 種畜、乳牛等以外の家畜

屠殺するために飼養された家畜、鶏およびその他の鳥、国内固定資本として指定された以外の家畜。

1.4 完成品

財貨を生産する事業所における販売または出荷待ちの商品であって、事業所が通常購入したままの形態で販売する品目を含む。

(ロ) 卸小売業

卸小売業に分類される事業所によって取得された財貨であって、燃料および貯蔵品のように販売または使用するのためのものを含む。

(ハ) その他の産業

運輸・通信・金融その他産業における石炭、石油その他の燃料、および修繕・維持のため貯蔵品の在庫。非耐久性コンテナ、包装、事務用およびその他の貯蔵品。これらの産業におけるその他のすべての在庫品。

(ニ) 政府サービスの在庫

政府サービス生産者の保有する戦略物資、国家にとって特に重要な穀物および他の商品の在庫品。

在庫品増加の推計方法については、産業連関表との関連から言えば個別品目ごとを積み上げて行なう「コモ法」によるアプローチが望ましいが、現行推計では基礎統計の制約上、一部を除き企業会計のたな卸資産額から算定される。これは外国においてもほぼ同様である。

(2) 推計資料

「(3)推計方法」に記述した。

(3) 推計方法

(A) “民間在庫品増加”

(1) 算出の順序

民間企業の在庫品増加は、法人企業と個人企業に分け、さらに産業別、種類別に区分して、次の順序により、四半期の在庫品増加を算出したのち、これを合算して年度の在庫品増加とする。

まず、下記イによって名目在庫残高を算出し、これを別途推計する在庫残高デフレーターで除して実質在庫残高を求める。次に実質在庫残高の対前期末増加額として求めた実質在庫品増加に、(ニ)により算出した期中平均価格指数を乗じて、評価調整後在庫品増加を求める。一方、名目在庫残高の対前期末増加額として評価調整前在庫品増加を求めこれから評価調整後在庫品増加を差し引いたものを在庫品評価調整額とする。

算出の順序は次の式のとおりでである。

$$\textcircled{1} K_{jpt} = K_{jpt}/p_{jt}$$

$$\textcircled{2} J_{pt} = K_{jpt} - K_{jpt-1}$$

$$\textcircled{3} J_{p't} = J_{pt} \times p_{wt}$$

$$\textcircled{4} N_{jpt} = K_{jpt} - K_{jpt-1}$$

$$\textcircled{5} A_{pt} = N_{jpt} - J_{p't}$$

ただし、

K_{jpt} = 第 t 四半期末名目在庫残高

K_{jpt} = 第 t 四半期末実質在庫残高

J_{pt} = 第 t 四半期中実質在庫品増加

$J_{p't}$ = 第 t 四半期中評価調整後在庫品増加

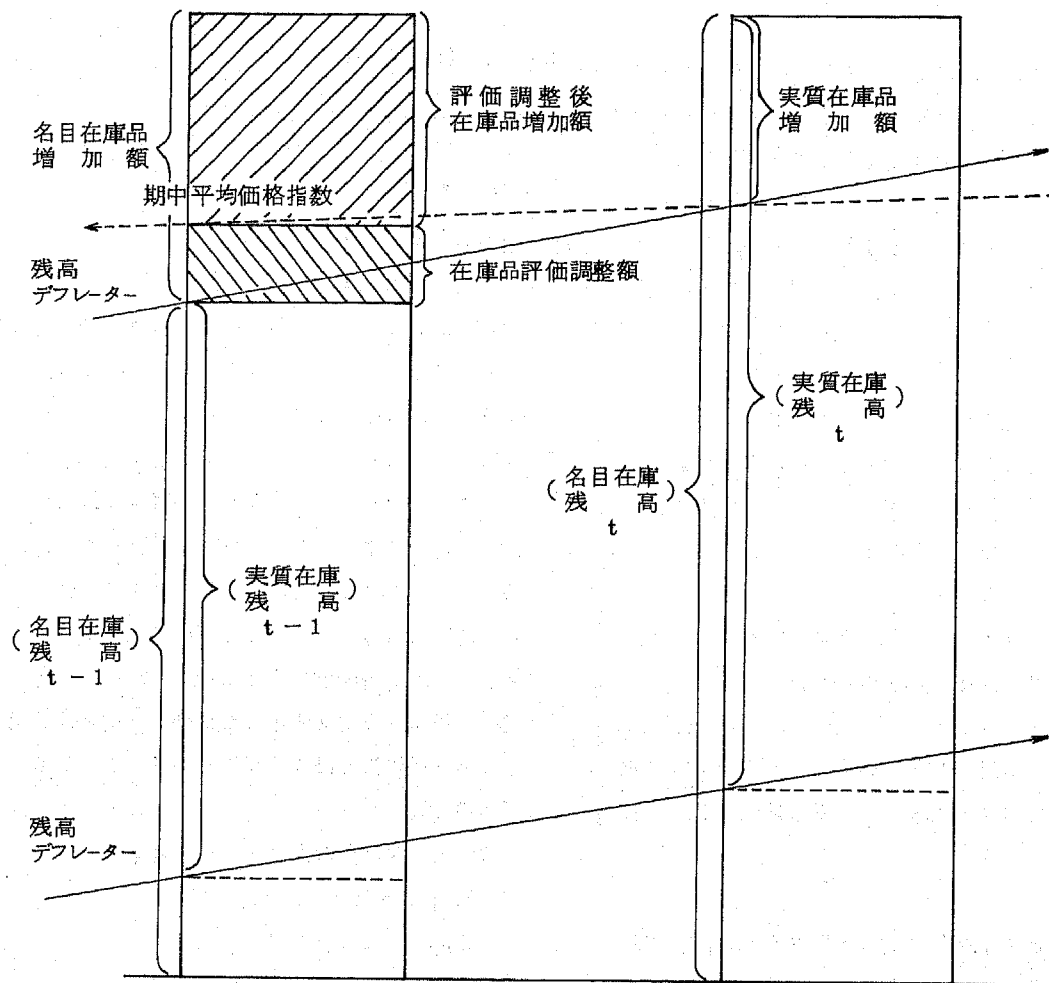
N_{jpt} = 第 t 四半期中評価調整前在庫品増加

A_{pt} = 第 t 四半期末在庫品評価調整額

p_{jt} = 第 t 四半期末在庫残高デフレーター

p_{wt} = 第 t 四半期中平均価格指数

これを図示すると次の様になる。



(ロ) 名目在庫残高

〔法人企業〕

「法人企業統計季報」(以下「季報」という。)および「法人企業統計年報」(以下「年報」という。いずれも大蔵省)を用いて資本金1,000万円未満法人と資本金

1,000万円以上法人の名目在庫残高を推計する。その際、

- ①季報は資本金200万円未満法人を除外しているため、その分だけ棚卸資産を拡大する、
- ②季報はサンプル調査によるものであるため、そのかたよりを補正する、
- ③建設業、輸送用機器製造業および電気機器製造業の仕掛工事等は一部資本形成と重複するのでこれを調整する。

○ 「季報」は、資本金200万円未満の法人を調査対象から除外している。

このため、「年報」による資本金1,000万円未満法人の棚卸資産と資本金200万円以上1,000万円未満法人の棚卸資産の比率(拡大率)を乗じて「季報」の資本金200万円未満法人の棚卸資産相当分を推計する。

$$1n = (\text{拡大率}) n \text{年度} =$$

$$\frac{\text{「年報」の資本金1,000万円} \frac{1}{3} \times \{n+(n+1)+(n+2)\} \text{年報末満法人の棚卸資産}}{\text{「年報」の資本金200万円} \frac{1}{3} \times \{n+(n+1)+(n+2)\} \text{年報} \sim 1,000 \text{万円法人の棚卸資産}}$$

$$\frac{\text{「年報」の資本金200万円} \frac{1}{3} \times \{n+(n+1)+(n+2)\} \text{年報} \sim 1,000 \text{万円法人の棚卸資産}}{\text{「年報」の資本金1,000万円} \frac{1}{3} \times \{n+(n+1)+(n+2)\} \text{年報末満法人の棚卸資産}}$$

棚卸資産額は年報からとる。最新のn年度拡大率を計算する際に(n+1)(n+2)年度の年報が必要であるが、実際上それらを手に入れることができないため暫定的な数値を入れる。たとえば、年報が45年度までしか入手できない場合、46年以降の年報の棚卸資産の数値として暫定的に以下を代用する。

$$\left\{ \begin{array}{l} (\text{棚卸資産})_{46 \text{年報}} = \{ 2 \times (\text{棚卸資産})_{45 \text{年報}} \\ \quad + 1 \times (\text{棚卸資産})_{44 \text{年報}} \} \div 3 \\ (\text{棚卸資産})_{47 \text{年報}} = (\text{棚卸資産})_{46 \text{年報}} \\ (\text{棚卸資産})_{48 \text{年報}} = (\text{棚卸資産})_{47 \text{年報}} \end{array} \right.$$

これらを拡大率の分母および分子のn, (n+1), (n+2)に入れて整理すると、暫定的な拡大率は以下のとおりとなる。

$$\begin{aligned}
 \text{(拡大率) 44年度} &= \frac{\text{「年報」の資本金 1,000 万円 末満法人の棚卸資産} \left\{ \frac{3}{4} \times (44 \text{年報}) + \frac{5}{3} (45 \text{年報}) \right\}}{\text{「年報」の資本金 200 万円} \sim \text{1,000 万円法人の棚卸資産} \left\{ \frac{4}{3} \times (44 \text{年報}) + \frac{5}{3} (45 \text{年報}) \right\}} \\
 \text{(拡大率) 45年度} &= \frac{\text{〃} \left\{ \frac{2}{3} \times (44 \text{年報}) + \frac{7}{3} (45 \text{年報}) \right\}}{\text{〃} \left\{ \frac{2}{3} \times (44 \text{年報}) + \frac{7}{3} (45 \text{年報}) \right\}} \\
 \text{(拡大率) 46年度} &= \frac{\text{〃} \left\{ \frac{1}{3} \times (44 \text{年報}) + \frac{2}{3} (45 \text{年報}) \right\}}{\text{〃} \left\{ \frac{1}{3} \times (44 \text{年報}) + \frac{2}{3} (45 \text{年報}) \right\}}
 \end{aligned}$$

なお、拡大率の四半期別割りふりは以下のように行なう。

$$\begin{aligned}
 \text{(拡大率) } n, \text{ 6月末} &= \text{(拡大率) } (n-1) \text{年度} \times 80\% + \text{(拡大率) } n \text{年度} \times 20\% \\
 \text{(〃) } n, \text{ 9月末} &= \text{〃} \times 60\% \quad \text{〃} \times 40\% \\
 \text{(〃) } n, \text{ 12月末} &= \text{〃} \times 40\% \quad \text{〃} \times 60\% \\
 \text{(〃) } n, \text{ 3月末} &= \text{〃} \times 20\% \quad \text{〃} \times 80\% \\
 \text{(〃) } (n+1), \text{ 4月初} &= \text{〃} \times 0\% \quad \text{〃} \times 100\%
 \end{aligned}$$

- 「季报」の標本選定期間と調査対象期間とのズレおよび「季报」の標本法人数の調査対象期間中の固定等によるかたよりを補正する。
- 資本金1,000万円未満法人の推計は次のとおりである。

$$R^n = \text{(修正率) } n \text{年度末} = \frac{\text{(n+1)年度 4月初 棚卸資産} \times \text{(拡大率) } n+1, \text{ 4月初}}{r \text{年度 3月末棚卸資産} \times \text{(拡大率) } n, \text{ 3月末}} - 1$$

- 資本金1,000万円以上法人の推定式は次のとおりである。

$$R^n = \text{(修正率) } n \text{年度末} = \frac{\text{(n+1)年度 4月初棚卸資産}}{n \text{年度 3月末棚卸資産}} - 1$$

棚卸資産額は季报からとるが、n年度の修正率を計算する場合、n年度末および(n+1)年度末の両方の修正率が必要である(下記参照)。しかしながら最新の年度についてはそれが不可能なため暫定的な数値を入れ

る。たとえば、45年度が最新の推計年である場合、46年1~3月、46年4~6月の季报(この両方で45年度末の修正率が計算される)しか入手できないため、46年度末の修正率は暫定的に以下の比率を代用する。

$$\text{(修正率) } 46 \text{年度末} = \frac{\text{(42+43+.....+46年度季报)} \{ (4月初棚卸資産) \times (4月初拡大率) \}}{\text{(41+42+.....+45年度季报)} \{ (3月末棚卸資産) \times (3月末拡大率) \}} - 1$$

資本金1,000万円未満の場合

なお、年度末の修正率は $\Delta 0.1 \leq (\text{修正率}) \leq 0.25$ の範囲をこえることがないように修正する。修正率の四半

期割りふりは以下のように行なう。

$$\begin{aligned}
 \text{(修正率) } n, \text{ 6月末} &= \left\{ 1 + \text{(修正率) } n \text{年度末} \right\} \times \left\{ 1 + \text{(修正率) } n+1 \text{年度末} \times \frac{1}{4} \right\} \\
 \text{(〃) } n, \text{ 9月末} &= \left\{ \text{〃} \right\} \times \left\{ \text{〃} \times \frac{2}{4} \right\} \\
 \text{(〃) } n, \text{ 12月末} &= \left\{ \text{〃} \right\} \times \left\{ \text{〃} \times \frac{3}{4} \right\} \\
 \text{(〃) } n, \text{ 3月末} &= \left\{ \text{〃} \right\} \times \left\{ \text{〃} \times \frac{4}{4} \right\}
 \end{aligned}$$

これらのうち、

{ 1 + (修正率) n年度末 }, は標本選定時と調査対象期間のズレを補正するため(ズレの期間は約1~2年間)

{ 1 + (修正率) n+1年度末 $\times \frac{1 \sim 4}{4}$ }, は上記のズレとともに、標本法人数を調査対象期間中固定させることによるカタヨリを補正するため

に設けられている。

「季報」によって求めた期末棚卸残高および(1)ならびに(2)で求めた e_n , R^n , R^{n+1} を用いて次の算式により名目在庫残高を求める。

a・法人企業の名目残高

$$K_{jp'nt} = K'_{jp'n \cdot t} + K''_{jp'n \cdot t}$$

b・資本金1,000万円未満法人の名目残高

$$K'_{jp'n \cdot t} = [K'_{jpn \cdot t} \times \{ e_n + \frac{t}{5}(e_{n+1} - e_n) \}] \times (1 + R^n) \times (1 + \frac{t}{4} R^{n+1})$$

(t = 1, 2, 3, 4)

c・資本金1,000万円以上法人の名目残高

$$K''_{jp'n \cdot t} = K''_{jpn \cdot t} \times (1 + R^n) \times (1 + \frac{t}{4} R^{n+1})$$

(t = 1, 2, 3, 4)

ただし、

$K'_{jp'n \cdot t}$ = n年度第t四半期末の資本金

1,000万円未満法人の名目在庫残高

$K''_{jp'n \cdot t}$ = n年度第t四半期末の資本金

1,000万円以上法人の名目在庫残高

$K'_{jpn \cdot t}$ = 「季報」 n年度第t四半期末の資本金

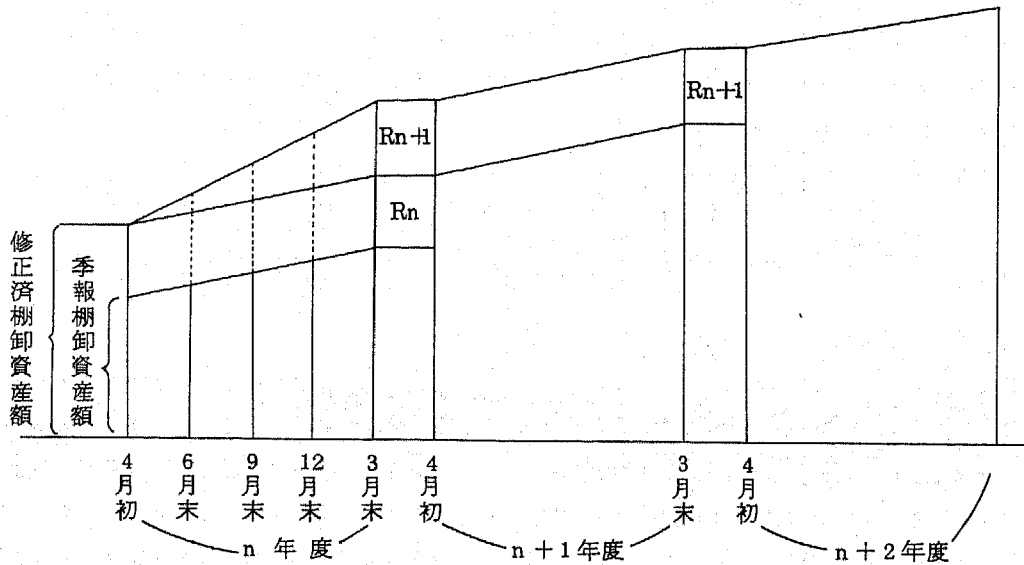
200万円以上1,000万円未満法人

の棚卸資産

$K''_{jpn \cdot t}$ = 「季報」 n年度第t四半期末の資本金

1,000万円以上法人の棚卸資産

これを図示すると以下のようになる。



資本金1,000万円未満法人の場合は、季報棚卸資産に $\{ e_n + \frac{1}{5}(e_{n+1} - e_n) \}$ を乗ずる

(ハ) 建設仮勘定等との重複分の調整

以下の産業について建設仮勘定等との重複分として名目在庫残高から該当分を控除する。

- ① 建設業における製品および仕掛品の在庫品増加は、建設仮勘定との重複分とみなす。
- ② 電気機器製造業における仕掛品の在庫品増加は、「工業統計表・産業編」(通商産業省)により、次式の比率分を固定資本形成との重複分とみなす。(資本金1,000

万円以上法人のみ。)

発電機仕掛品棚卸資産
電気機器仕掛品棚卸資産

- ③ 輸送用機器製造業における製品および仕掛品の在庫品増加は、「機械統計年報」(通商産業省)により次式の比率分を固定資本形成との重複分とみなす。

a・資本金1,000万円以上法人

$$\frac{\text{「年報」の船舶製品(仕掛品)棚卸資産}}{\text{「年報」の輸送用機器製品(仕掛品)棚卸資産}} \times \frac{\text{国内船舶分(機械統計年報)}}{\text{船舶建設総トン数(機械統計年報)}}$$

b・資本金1,000万円未満法人

$$\frac{\text{「年報」の船舶製品(仕掛品)棚卸資産}}{\text{「年報」の輸送用機器製品(仕掛品)棚卸資産}}$$

④ 不動産業における原材料以外の在庫品増加は、その大部分が転売用土地および建物であって、国民所得勘定の概念上除外すべきものと、固定資本形成と重複するものであるから除外する。

〔個人企業〕

(1) 農業、(2) 製造業・卸売・小売業および(3) その他の産業に分けて推計する。

① 農業

o 米および麦(大麦、裸麦、小麦)

「生産者の米穀現在高等調査結果表」(農林省)による米(麦)の現在高に、米(麦)の生産者売渡価格を乗ずる。その際、麦については42年度以降四半期別の残高データがないので、39~41年度の平均パターンによって四半期別残高を推計する。

o その他の農作物

「農家経済調査」(農林省)の年度末1戸当たり未処分農産物在庫に農家戸数を乗じ、この積から上の米および麦を差し引く。

なお、四半期分割は4等分する。

o 農業資材

「農家経済調査」(農林省)の一戸当たり未処分農業資材に農家戸数を乗ずる。なお、四半期分割は4等分する。

② 個人製造業および卸売・小売業

「個人経済調査」および「労働力調査」(いずれも総理府統計局)を用いて次式により推計する。

$$\left[\begin{array}{l} K_{jpn \cdot t} = WS_{30} + \sum_{n \cdot t} j_{pn \cdot t} \times \frac{WS_{35} - WS_{30}}{35.3} \\ n \cdot t = 30.4 \quad \sum j_{pn \cdot t} \\ n \cdot t = 30.4 \end{array} \right]$$

× N_t × 1

K_{jpn · t} = n年度第t四半期名目在庫残高

j_{pn · t} = 「個人企業経済調査」1業主当たり在庫品増加

$$WS_{30} = \text{「国富調査」(経済企画庁)昭和30年1業主当たり棚卸資産}$$

$$1 = \frac{\text{「昭和35年国富調査」個人事業体数}}{\text{昭和35年個人事業主数}}$$

WS₃₅ = 「国富調査」(経済企画庁)昭和35年1業主当たり棚卸資産

N_t = 「労働力調査」個人業主数(9ヶ月移動平均)

〔その他の産業〕

資本金1,000万円未満法人の名目在庫残高と「労働力調査」(総理府統計局)を用いて次式により推計する。

$$K_{jpn \cdot t} = [WS_{35} - K \left\{ \left(\frac{K'_{jp}}{C} \right) n \cdot t - \left(\frac{K'_{jp}}{C} \right)_{35.3} \right\}] N_t \times 1$$

K_{jpn · t} = n年度第t四半期末名目在庫残高

WS₃₅ = 昭和35年国富調査1事業体当たり、棚卸資産

$$k = \frac{\text{「国富調査」1事業体当たり棚卸資産増加(昭和30年~35年)}}{\text{資本金1,000万円未満法人1社当たり棚卸資産増加(昭和30年~35年)}}$$

K'jp = 資本金1,000万円未満法人名目在庫残高

c = 資本金1,000万円未満法人会社数

N_t = 個人業主数

$$1 = \frac{\text{「昭和35年国富調査」個人事業体数}}{\text{昭和35年個人業主数}}$$

(イ) 在庫残高デフレーター

① 在庫品は次期以降の生産または流通過程に直接投入されて経済循環の源泉になる実物資産ストックであり、しかも企業がその経済活動を律するときに考慮するのは在庫残高の水準であるから、在庫品にかかわる物価変動は在庫の残高に関する変動としてとらえられるべきである。このため、在庫のデフレーターは他の項目と異なり残高デフレーターとなる。

他方、在庫投資推計のための基礎統計は、「法人企業統計」等の企業財務統計であるが、これらの基礎統計に示されているのは、各期末(期首も示されていることがある。)における名目在庫残高である。

この名目残高の内容は、当期末と前期末とは在庫品の取得時期などからみてほとんど異なる物からなっており、在庫残高の評価方法も企業によって会計処理の仕方がかなり異なっているため、企業財務統計に示された当期末残高から前期末残高を引いてえられる名目在庫増加額には、その期間中に数量的に増減した部分だけでなく、前期末と当期末の評価価格が異なるために生じてくる増

減分も含まれている。したがって、以下の方法によりこの影響を除去する必要がある。

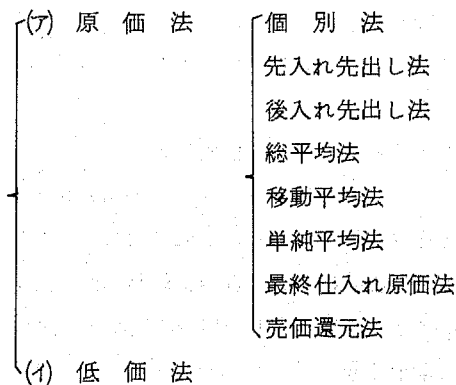
② 法人企業および個人企業ごとの産業別（法人製造業だ

けは産業別および在庫種類別の在庫残高に対応する推定評価価格指数を「卸売物価指数」（日本銀行）等から作成する。

デフレーターの項目名		卸売物価指数名	2以上の物価指数を合成する際のウェイト	
法人	農業水産業	農林水産業生産物	100 %	
	鉱業	鉱業生産物	100	
	建設業（原材料）	建設材料	100	
	製造業（製品）	工業製品	100	
	製造業（原材料）	工業製品	50	
		原材料	50	
		（総合）	100	
	製造業（原材料）	原材料	100	
	卸売・小売業	総平均	100	
	不動産業（原材料）	建設材料	100	
個人	運輸・通信・公益事業	電気機械器具	30	
		石油石炭・同製品	40	
		輸送機械	30	
	（総合）	100		
サービス業	化学製品	50		
	紙・パルプ・同製品	50		
	（総合）	100		
個人	業	政府買入価格	100	
		大表	〃	100
		表	〃	100
		小表	〃	100
	農業	その他の農産物	いも	21.2
			豆	42.0
			野菜	10.6
			果物	5.0
			工芸作物	2.4
			稲, わらおよびわら加工品	17.5
			まゆ	0.2
			畜産物	1.0
		（総合）	100.0	
	農業資材	種	2.1	
		肥	75.9	
農業薬		3.0		
諸材料		5.1		
飼料		10.9		
	光熱	3.0		
	（総合）	100.0		
製造業	工業製品	61		
	原材料	39		
	（総合）	100		
卸売・小売業	総平均	100		
その他の産業	化学製品	50		
	紙・パルプ・同製品	50		
	（総合）	100		

(備考) 卸売物価指数は「卸売物価、工業製品生産物価指数月報」(日本銀行)「農村物価指数」(農林省)および「食糧統計季報」(食糧庁)による。

③ 現在、会計原則からあまり逸脱しない範囲で税法上次の9つの評価方法が認められており、どの評価方法を採用するかは企業にまかされている。



期末の在庫残高が各企業における棚卸資産の評価方法および回転率に左右されているので、法人企業および個人企業ごとに、次の表の左側の欄の「評価方法および回転率」に対応する右側の欄の推定評価価格指数を用いてデフレーターを作成する。

標価方法	在庫回転率	推定評価価格指数
売価還元法 最終仕入れ原価法 時価	回転率を問わない	当期末月の価格指数
先入れ先出し法 移動平均法	9以上	当期期中平均価格指数
	4から8まで	
	3以下	前期および当期の期中平均価格指数の平均値
低価法	回転率を問わない	当期期中平均価格指数
単純平均法	回転率を問わない	前期および当期の期中平均価格指数の2:1の加重平均値
総平均法	回転率を問わない	前期および当期の期中平均価格指数の2:1の加重平均値
個別法	回転率を問わない	前期および当期の期中平均価格指数の平均値
後入れ先出し法	回転率を問わない	基準期の価格指数(100)

なお、産業別の棚卸資産の評価方法別ウェイトは、法

人企業投資実績調査(経済企画庁)、回転率は「法人企業統計年報」(大蔵省)等からそれぞれ求める。

○ 総合在庫回転率 =

$$\frac{\text{年間製品在庫取得額} + \text{年間原材料在庫取得額}}{\text{期末製品在庫残高} + \text{期末原材料在庫残高}}$$

○ 製品在庫回転率 = $\frac{\text{年間製品在庫取得額}}{\text{期末製品在庫残高}}$

○ 仕掛品在庫回転率 =

$$\frac{(\text{年間製品在庫取得額} + \text{年間原材料在庫取得額}) \div 2}{\text{期末仕掛品在庫残高}}$$

○ 原材料在庫回転率 = $\frac{\text{年間原材料在庫取得額}}{\text{期末原材料在庫残高}}$

年間製品(または原材料)取得額 = 年間売上原価(または年間原材料費) + 期末製品(または原材料)在庫残高 - 前期末製品(または原材料)在庫残高

(ニ) 期中平均価格指数

- ① 産業別(法人製造業だけ在庫種類別)に対応する、「卸売物価指数」(日本銀行)の期中単純平均によって算出する。
- ② ただし、個人農業については下記の指数を単純平均して算出する。
 - (i) 米および麦は「生産者売渡価格指数」(農林省)から算出
 - (ii) その他の農産物は「農村物価指数」(農林省)の農業生産物
 - (iii) 農業資材は「農村物価指数」(農林省)の農業用品

(B) 政府企業

(1) 食糧管理特別会計

① 算出の順序

まず、②により名目在庫残高を求め、名目在庫残高の対前期末増加額として評価調整前在庫品増加を求める。

次に、③により在庫品評価調整額を求め、これを評価調整前在庫品増加から差し引いて評価調整後在庫品増加を求める。

② 名目在庫残高

年度末については、食糧管理特別会計の貸借対照表から求める。四半期末については「食糧管理統計年報」、

「食糧庁業務月報」（いずれも食糧庁）等から種類別に物量の在庫残高を求め、これに貸借対照表などから求められる単価（政府売渡価格または取得価格等決算上の評価の基準として用いられるもの）を乗じて算出する。

③ 在庫品評価調整額

(i) 国内米

国内米については、価格の改訂時期が明らかであることおよび各価格に対応する物量の増減が把握できることなどから、次式によって算出した額を価格改訂の行なわれた四半期の在庫品評価調整額とする。

$$\text{在庫品評価調整額 (A}_p\text{)} = V \times (P_1 - P_0)$$

V = 前年度末の在庫品のうち価格改訂直前に残存するもの

P₀ = 改訂前の価格

P₁ = 改訂後の価格

(ii) その他のもの（国内麦、輸入食糧など）

種類ごとに次式により在庫品評価調整額の年度額を計算し、各四半期に等分する。

$$\text{在庫品評価調整前在庫品増加} = V_1 P_1 - V_0 P_0$$

$$\text{在庫品評価調整後在庫品増加} = (V_1 - V_0) \times P_1$$

$$\text{在庫品評価調整額} = V_0 \times (P_1 - P_0)$$

ただし、

V₀ = 前年度末在庫数量

V₁ = 当該年度末在庫数量

P₀ = 前年度末価格

P₁ = 当該年度末価格

(r) 国有林野事業特別会計および日本専売公社

① 算出の順序

(1)（食糧管理特別会計）と同じである。

② 名目在庫残高

年度末については、国有林野事業特別会計および日本専売公社の貸借対照表から求める。四半期末については前年度末との直線補間によって求める。

③ 在庫品評価調整額

（食糧管理特別会計の在庫品のうち国内米以外のもの）と同じである。

(s) 日本国有鉄道および日本電信電話公社

民間企業と同じ方法によって在庫品残高および増加額ならびに在庫品評価調整額をそれぞれ求める。ただし、名目在庫残高は、年度末については貸借対照表から求め、四半期末については、前年度末との直線補間により求める。

(t) その他の政府企業

年度末の名目在庫残高を各企業の貸借対照表から求め、四半期末の名目在庫残高を直線補間により求める。次に名目在庫残高の対前期末増加額を評価調整後在庫品増加として求める。

(c) 概念調整

以上述べてきた推計方法はN・Iベースであり、これをI・Oベースに調整するためには、船舶・重電機製造業の在庫品増加分を加算する。

45年IO関係在庫品増加 (NIベース IOベース)

(単位 100万円)

		産 業 別									計
		農 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 業	小 売 業	不 動 産 業	運 輸 業	サ ー ビ ス 業 其 他	
製 品 在 庫	民 間	25,335	26,260	0	85,291.1	0	0	0	4,131.4	▲ 12,681	93,307.4
	政 府 (林野)	617	0	0	(専売)▲14,698	0	0	0	0	0	▲14,081
	概念調整	0	0	0	船舶 4,078	0	0	0	0	0	4,078
	計	25,952	26,260	0	84,228.7	0	0	0	4,131.4	▲ 12,681	92,307.1
仕 掛 品 在 庫	民 間	▲ 14,111	14,572	0	61,534.6	49,565	▲15,14	0	13,655	▲ 5,025	67,249.2
	政 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	概念調整	0	0	0	(船舶)169,809 (重電) 3,507	0	0	0	0	0	173,316
	計	▲ 14,111	14,570	0	788,662	49,565	▲15,14	0	13,655	▲ 5,025	84,580.8
流 通 在 庫	民 間	0	0	0	0	830,641	163,086	0	0	0	993,727
	政 府	0	0	0	0	(食管)▲30,737	0	0	0	0	▲30,737
	概念調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	799,904	163,086	0	0	0	962,990
原 材 料 在 庫	民 間	19,136	7,310	34,933	530,158	20,044	1,436	▲9,297	17,344	38,300	659,362
	政 府	0	0	(公団)3,295 (地方) 3,295 (その他)	0	0	0	0	(電々)1,887 (国鉄)	0	5,182
	概念調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	19,136	7,310	38,228	530,158	20,044	1,436	▲9,297	19,231	38,300	664,544
在 庫 不 明 (個人企業在庫)	民 間	▲ 3,416	0	0	▲ 28,430	0	24,052	0	0	96	▲7,693
	政 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	概念調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	▲ 3,416	0	0	▲ 28,430	0	24,052	0	0	96	▲7,693
計	民 間	26,943	48,144	34,993	1,971,685	900,250	187,060	▲9,297	72,312	20,687	3,267,616
	政 府	617	0	3,295	▲ 14,698	▲30,737	0	0	1,887	0	▲39,005
	概念調整	0	0	0	177,394	0	0	0	0	0	177,394
	計	27,560	48,144	38,288	2,134,381	869,513	187,060	▲9,297	74,199	20,687	3,405,955

第 8 節 行政 管理 庁 担 当 部 門

I 貿易関係一般

産業連関表においては対外的な経済取引を「居住者と非居住者間における財貨と非要素サービスの取引」と規定し、これを普通貿易（輸出・輸入の別）、特需、特殊貿易（輸出・輸入の別）、関税および輸入品商品税の各部門に表示してある。

財貨の取引については「普通貿易」の輸出入として、非要素サービスの取引および普通貿易で扱われない財貨（船（機）用品、観光客の財貨購入等個人消費に係る財貨の取引等）については「特殊貿易」の輸出入として、在日外国駐留軍への財貨および非要素サービスの提供は普通貿易および特殊貿易の双方から切りはなした「特需」として扱っている。

また、普通貿易の輸入財貨に係る関税および輸入品に係る内国消費税としての物品税は「関税」および「輸入品商品税」として扱っている。

なお、産業連関表では国内概念を採用しているので、日本国内にある外国企業あるいは在外日本公館等は国内として扱い、これらとの取引は居住者間の取引として扱うため貿易とはならない。

II 普通貿易

（輸出 9210-10，輸入 9310-10）

1. 概念・定義および範囲

「居住者と非居住者間における財貨の取引」と規定し、大蔵省が作成する普通貿易統計に計上される財貨を範囲とする。ただし、鋼船の再輸入分は輸出がなかったものとして輸出額から控除してある。その他の品目については、品目が明らかにされていないため再輸出・再輸入とも、輸出および輸入の分類不明として扱ってある。

なお、普通貿易統計の輸出額は FOB 価格（船積価格）評価されたものであるから、生産者価格評価表では国内流通マージン（生産者出荷から船積までに掛る商業マージン額と貨物運賃額）を控除した生産者価格で評価した。一方、購入者価格評価表では FOB 価格で、また輸入額は両表とも CIF 価格で評価してある。

2. 資 料

普通貿易統計（昭和 45 年，大蔵省関税局）

3. 推 計

部門別の輸出入額は、上記資料の細品目（輸出 3,879，輸入 4,365）を I・O 分類（7 桁）に対応させ、それをコンパターとして電算機によって集計した。

なお、輸出額の FOB 価格を生産者価格へ転換する方法としては、普通貿易統計の細品目（6 桁）ベースに商業マージン・運賃額を求めることは資料的に不可能なため I・O 分類（7 桁）ベースで平均的な商業マージン率および貨物運賃率を求め、それを F・O・B 価格に乗じてマージン額、運賃額を求めたが、調整段階でいろいろな情報を用いて修正しながら、それを FOB 価格から控除して生産者価格ベースでの輸出額とした。

4. 問 題 点

小額貨物（1 件当たり輸出は 36,000 円，輸入は 72,000 円）の輸出額が資料上把握でないため含まれていない。

III 特殊貿易

（輸出 9210-20，輸入 9310-20）

1. 概念・定義および範囲

「居住者と非居住者間における非要素サービスの取引」と規定されるが、財貨の取引のうち普通貿易に計上されないもの、たとえば船（機）用品について本邦船の外地調達（輸入）や本邦港での外国船への積込み（輸出）あるいは外国旅行者の本邦内での物品購入（輸出）や本邦旅行者の海外での物品購入（輸入）等は特殊貿易の範囲として扱う。

なお、範囲を項目によって示せば次のとおりである。

1. 貨物運賃および保険

2. その他の運輸

1) 旅客運賃

2) タイムチャーター

3) 港湾経費

I 船（機）用油

II 船（機）用品

III 港湾・空港等施設利用料

IV 船（機）修理改装

V 上水道

4) その他

I 船（機）郵便運賃

II その他

3. 旅行者消費
 - 1) 観光旅行者
 - 2) その他の旅行者
4. 政府消費
 - 1) 外交官個人消費
 - 2) 政府機関消費
5. その他のサービス
 - 1) マネージメント・フィー
 - 2) 証券引受手数料
 - 3) 代理店手数料
 - 4) 通信費
 - 5) 広告宣伝費
 - 6) 出版物予約購読料
 - 7) その他
6. 利用航空運送料

2. 推計資料

1. 国際収支表 (昭和45年 日本銀行)
2. 外客統計年報 (〃 運輸省大臣官房情報管理部)
3. 税務統計 (〃 国税庁)
4. 家計調査 (〃 総理府統計局)
5. 外国人観光客の日本国内における消費支出調べ
(昭和44年9月 国際観光振興会)
6. 石油統計年報 (昭和45年 通商産業省調査統計部)
7. その他各種業務資料等 (羽田税関, 石油連盟等)

3. 推計

(1) 総額

特殊貿易における輸出入の総額は、国際収支表の計数を用い、I・Oの概念に基づいてこれを上記の項目別に求めた。

しかし、国際収支表における価格評価は、輸出入(受取・支払)ともにFOB建によっているのに対し、I・Oでは輸出がFOB建、輸入がCIF建によっているので「運賃」および「保険」については次のような調整を行なった。

1) 運賃の輸出入

(輸入)：普通貿易の輸入はCIF建であるから、財貨の輸入に伴う運賃(保険は後述)は、すでに財価の価格に含まれている。もちろん本邦船(機)であろうと外国船(機)であろうと輸入に伴う運賃はすべて含めてしまっている。したがって、財貨の輸入に伴う運賃は独立しては輸入として表上には現われない。たゞし、財貨の輸入に伴う運賃のうち本邦の運輸業者が国内から受取った分はその運輸業者の生産額に含まれるので

それに相当するサービスの輸出を行なったものとして扱う。なぜなら、財貨の輸入はCIF建で評価されるので海上等における運賃(損害保険も同様)は国内での運輸サービスの取引とはみないからである。

40年表では、この分を運輸(特殊貿易)のマイナスの輸入として扱い、収支上のバランスをとっている。たゞし、表上の輸入はすべてマイナスの符号を付けて表示しているため、プラスの輸入として計上されている。(4. 取扱上の変更点参照)

なお、本邦旅行者等が外国旅客運輸業者へ支払った運賃は運輸サービスの輸入として計上される。

(輸出)：普通貿易の輸出はFOB建であるので、扱いは上記輸入の場合と同様、海上等における財貨の輸送に伴う国内運輸業者の受取り運賃は、その支払者の如何を問わず運輸サービスの輸出として扱う。一方、外国運輸業者の本邦からの受取りは計上されない。

したがって、財貨の輸送に係る貨物運賃の輸出(特殊貿易)額は、「本邦運輸業者の海外からの受取運賃(3国間輸送も含む)」+「財貨の輸出および輸入に伴う本邦運輸業者の国内からの受取運賃」=(国内外洋貨物運賃総収入)となる。

また、外国旅行者等からの本邦旅客運輸業者の受取運賃は旅客運輸サービスの輸出として計上される。

2) 保険の輸出入の扱い

I・O表の保険の輸出入は、国際収支表を基礎として推計するため、保険の輸出入(特殊貿易)としては、「本邦輸入業者と外国保険会社」および「外国輸入業者と本邦保険会社」との取引として扱う。たゞし、国内の保険会社との取引は国内取引であるから保険の輸出入(特殊貿易)の範囲からは除かれる。

ところで、I・Oにおける損害保険の生産額は「受取保険料-支払保険金」であるから、〔輸入〕については下図の①-②(または③')とし、〔輸出〕については④-⑤として国際収支表の計数を用いて推計する。たゞし、③または③'は国際収支表では簡便法によっているため不明であるから、本邦保険会社の扱った分、すなわち $\frac{D}{A} = \frac{B}{C}$ とみなして③を推計する。

なお、I・Oでは「支払保険料-受取保険金」という実際に行なわれた保険サービスの活動を計上するのに対し、国際収支表では「支払保険料+受取保険金」(輸出(受取)の場合は簡便法によるため受取保険料のみ)という金融面での受払いを計上しているためI・Oとは計数が一致しない。

(付) 保険（貨物保険）の輸出および輸入の扱い

まず、国際収支表における貨物保険の扱いをみると次のようになっている。

（概念範囲） 物資の国際間輸送上の危険に対する「保険料」と「保険金」の受払いが計上される。（ただし再保険や非商品保険は、ここには含まれない。）

本邦内にある外国保険会社の支店や子会社は居住者の定義（IMF）により居住者とみなすが、外国保険会社の本邦内代理店は非居住者とみる。したがって、代理店との取引は外国保険会社の本店との取引として扱われる。

また、貨物保険は物資の輸入業者が、自己の輸入物資の危険に対してのみ行なうものであり、輸出業者が外国のために保険を掛けることはないものとみなしている。なぜなら、貨物保険の海外取引は極めて複雑多岐でありかつ、統計的資料の入手が困難であることと、海外取引全体におけるウエイトが小さいことから統計上このような便法が許されるものとの解釈によっているためである。

なお、国際収支表上での貨物保険の輸出入（受取・支払）の扱いは次のようになっている。

（国際収支表での貨物保険の扱い）

（受取 = ① + ②）

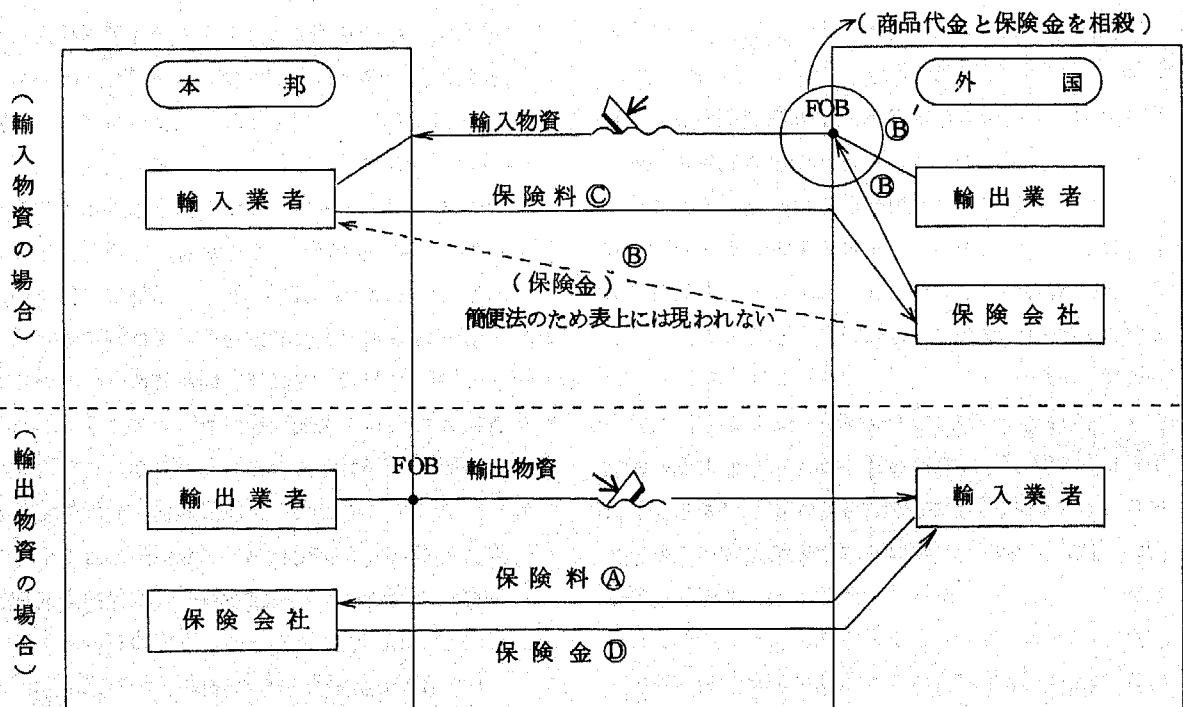
〔保険料〕 ① 本邦保険会社の受取分
 [外国輸入業者が本邦からの輸入物資に対して、あるいは、3国間輸送の物資に対して本邦の保険会社へ支払った保険料]

〔保険金〕 ② なし（簡便法によるため）
 [本邦輸入業者が外国保険会社から受取ったときは、輸入商品の代金支払(③)と受取保険金が相殺されたものと見做すためである。何故なら、FOB建であるからすでに輸入財貨として評価されているので、重複計上をさけるためである。]

（支払 = ③ + ④）

③ 外国保険会社への支払分
 [本邦輸入業者が輸入物資に対して外国の保険会社へ支払った保険料]

④ 本邦保険会社の支払分
 [外国輸入業者が、本邦からの輸入物資に対して掛けた保険の本邦保険会社からの受取保険金]



(2) 部門別輸出入額

I・O分類(7桁)の部門別輸出入額については、(1)の項目別輸出入額について資料2~7を用いて品目ベースに分割推計し、それをI・O分類にそれぞれ対応させて求めた。

なお、原資料の計数をそのまま格付けされるものおよび分類不明に格付けせざるを得なかったものを除いては次のような扱いをした。

1) 港 湾 経 費

港湾経費のうち船(機)用油についてはボンド扱いとなっているため日本船主協会および石油統計年報等の資料を用いて調整を施した。また、船(機)用品、港湾・空港等施設利用料、船(機)修理改装および上水道等については日本造船工業会、運輸省各原局の業務資料等を用い運輸省において推計した。

2) 本邦人海外消費および外国人本邦内消費

旅行者や外交官等のいわゆる個人消費については、訪日あるいは渡行の目的、滞在期間、人種等によって各々消費パターンは異なるが資料上の制約によって一括同一の消費パターンとして扱わざるを得なかった。

品目ベースへの分割推計は、資料2~5を用いてまず費目(物品購入、宿泊、飲食、娯楽、運輸、その他)に分割し、その費目を更に品目ベースに分割しI・O分類に対応させて求めた。

たとえば、外国人の本邦内における物品購入については税務統計から輸出物販売所(NO TAX店)の品目別パターンを用いて分割する方法等によった。

4. 取扱い上の変更点

1. 飲食店の扱いの変更(第2章参照)に伴って、個人消費支出のうち飲食店における消費については40年表では個々の品目ベースに分割して輸出入額を求めたが、45年表では直接飲食店のサービスを輸出入するという形で扱っている。

2. 輸入に関する貨物運賃・保険の扱い

財貨の輸入は、CIF建で評価しているものでそれに含まれているサービス(運賃・保険)の取引は独立してはI・O表に表示(特殊貿易として)されない。

しかし財貨の輸入に伴うサービスのうち、本邦船の自国内からの受取運賃(保険も同様)は、運輸業者(本邦船)の生産額に含まれているからこの分の計数バランスをどうするかが問題となる。そこでこの分を運輸業者の生産額から控除してしまえば計数的バランスは容易となる。しかしこれでは運輸活動の実態に反することになり不合理である。そこで35・40年表においてはその分を特殊貿易(非要素サービスの取

引)のプラス輸入として計上し、計数バランスを採った。

一方、競争輸入型のI・O表における輸入はすべてマイナスの列ベクトルとして表示されているため、35、40年表の扱では、マイナス表示の中にプラス表示の項目が入って、分析利用面、また計数の読取りに際し不都合が生じている。

そこで、45年表においてはその分を特殊貿易の輸出として計上し分析利用面また計数の読取り難易に対処した。

その理由としては、財貨の輸入はCIF建で評価されているので、たとえ居住者間の取引きであっても海上等における運賃(保険も同様)は、国内のサービス活動とはみなさないことによって解決できる。このことは、競争輸入型の表を採るかぎりにおいて、分析利用面ないしは計数の読取り難易等を考慮すればより有効な扱いとして理解される。

これを整理すれば次のようになっている。

(i) 財貨の輸入に伴う本邦船(機)の自国内からの受取運賃

(35・40年表での扱い) → 特殊貿易のプラス輸入として計上

40年表でのプラス輸入分

船 舶	271,232 百万円
航空機	1,473
保 険	1,772
計	274,477

(45年表での扱い) → 特殊貿易の輸出として計上

40年表でのプラス輸入分に
対応する45年表の計数

船 舶	585,720 百万円
航空機	7,920
保 険	2,520
計	596,160

(ii) 財貨の輸入に伴う外国船(機)への本邦からの支払運賃

(35・40年表での扱い) → 普通貿易(財貨)の輸入に含めて計上
(45年表での扱い) → 同 上

概念的にも、扱
い
上
も
変
更
は
な
い。

5. 問 題 点

特殊貿易は、とくに資料面において港湾経費のうちの船(機)用品あるいは個人消費に関する品目ベースへの分割に際して的確なる資料がないため多くの困難が伴った。今後貿易関係におけるサービスの取引のウェイトが増すと思われる折りからこれらの資料整備が望まれる。

IV 特 需

1. 概念・定義および範囲

一般に特需収入は、在日外国駐留軍（米軍）とその軍人・軍属および米国の対外援助機関（国際開発局 AID ……Agency for International Development）が、日本国内で物資やサービスの調達を行なうことによるわが国の受取収入をいうが、I・Oではこのうち在日米軍（公認調達機関も含む）とその軍人・軍属による「財貨と非要素サービス」の本邦からの購入をその範囲とする。従って、要素サービス、例えば本邦雇用の提供するサービスは含まれない。

また、相互防衛援助協定に基づく日本政府の負担分（共同防衛支出金……いわゆる円ベース特需）による現物の支払いは、一般政府の消費支出として計上するためここには含まない。

さらに、米国の対外援助機関（AID）が、わが国から調達した物資は財貨の輸出として普通貿易に含まれているのでここでは扱わない。

2. 推 計 資 料

1. 国際収支表（昭和45年 日本銀行）
2. 特需調査（昭和44年 通産省貿易振興局）
3. 税務統計（昭和45年度 国税庁）
4. 家計調査（昭和45年 総理府統計局）
5. 業務資料（「」 通産業公益事業局）

3. 推 計

(1) 総 額

国際収支表第7表「政府取引」に軍関係取引として示されているもののうちI・Oの概念範囲に該当する項目すなわち「隊員個人支出（軍属の消費支出も含む）」と「外国軍機関とその他居住者とのその他取引（在日米軍の財貨および非要素サービスの購入）」の計数をもって総額とした。

(2) 部門別支出内訳

軍関係の支出内訳については、資料2に基づく物資および役務の取引契約内容を中心に推計し、資料3を用いてPX、軍用途免税額等から品目分割等補完的な推計を行なった。

軍人・軍属の個人支出内訳については、資料4の年間収入5分位階級の最高位の消費パターンを参考に推計した。

なお、「特需調査」や「家計調査」は当然購入者価格ベースであるので投入品目ごとに運賃・マージン額を算定して差引き、各部門との調整を行なった。

4. 問 題 点

- 1) 軍関係の支出内訳推計に用いた「特需調査」資料には次の

ような難点がある。①米軍が本邦業者に発注した物資サービスの契約高のコピーを在日米国大使館を經由して提出されたものを集計したものであり小額のもや機密に属するもの等は含まれていない。②契約時点と取引時点とは、タイム・ラグがある。③品目分類が必ずしも統一されていない。（たとえば農産物等は類別分類しかない。）④この調査は、45年3月限りで廃止された（たゞし、45年4～12月分については役務と物資の項目でのみ集計）ため、品目ベースへの分割データとしては44年の集計結果を使わざるを得なかった。

- 2) 軍人・軍属の個人消費支出内訳については、米国の家計調査等の消費パターンを用いた方がより実態的と思われる。

V 関 税

1. 概念・定義および範囲

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは安い輸入品と高い国産品の価格の差を、縮小させるはたらきをもっている。輸入品を国産品の価格と同一水準で評価し、取引価格を明らかにするため「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録している。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。

2. 推計の資料および方法

関税は、輸入品に係るものであるから普通貿易の輸入の推計に用いた輸入細品目とI・O分類（7桁）とのコンバーターを用い、関税統計（大蔵省関税局）の45年の結果を電算機によって組替集計して求めた。

なお、再輸入の鋼船については、普通貿易で輸出の取消しとして扱ったため関税についても同様関税がかからなかったものとして扱っている。

3. 問 題 点

普通貿易と同様、小額貨物の輸入品（72,000円）に係る関税額は含まれていない。

VI 輸 入 品 商 品 税

1. 概念・定義および範囲

輸入品は、税関通過の際に関税のほか、国産品の場合と同様に輸入品についても内国消費税としての物品税、酒税、砂糖消費税、揮発油税またはトランプ類税（以下、単に「輸入品商品

税」と呼ぶ)が課税される。

輸入品を国産品の生産者価格と同一水準で評価し、取引関係を明らかにするために、間接税としての関税とならんで列部門として輸入品商品税欄を設けた。

国産品の物品税のうち第1種物品税は小売段階で、第2種または第3種は製造業者の出荷段階で課税されるため、表上では第1種物品税は列部門、小売業の間接税、第2種または第3種は各製造業の間接税として計上するが、輸入品については、小売段階で課税される第1種物品税は国産品の扱いと同様小売業(列部門)の間接税として扱うが、第2種および第3種物品税は輸入品商品税欄で一括扱うこととする。

輸入品商品税の範囲は、以上のほか、酒税、砂糖消費税、揮発油税およびトランプ類税である。

2. 推計の資料と方法

国税庁官房総務課では、業務統計作成のため、輸入品に関しては各税関から「物品税課税高集計簿(税務統計-物品税表)」を提出させ、全国分を四半期別にまとめている。これを利用して暦年計を求めた。なお、物品税種とI・O部門との対応は通産省と協議した。

3. 問題点

40年表では推計もれと考えられる。

第9節 労働省担当部門

基本表における付加価値中の雇用者所得は、原則として、雇用者数×雇用者1人当り賃金を基礎に推計したものである。ここでは、その根拠となった従業者数の推計を含めて雇用者所得の推計方法の概要を述べる。こととする。

1. 概念・定義および範囲

(1) 雇 用

① 概 念

雇用とは、特定期間の各部門の生産活動への投入量(物量表示)を示すもので、各部門の雇用需要の量をあらわすものである。労働力の需要量と供給量とは事後的には一致するが、統計との関連でいえば、事業所統計調査(総理府統計局)、毎月勤労統計調査(労働省)、工業統計表(通商産業省)などは、需要側からの調査であり、国勢調査(総理府統計局)、労働力調査(総理府統計局)などは、供給側からの調査であるといえる。

② 定 義

雇用量は年平均の従業者数として計上してある。従業者数は、従業上の地位により、自営業主、家族従業者、有給役員および雇用者の四つに区分し、雇用者は、さらに常用雇用者および臨時日雇雇用者の二つに区分して表示してある。

これらの定義は、通常の雇用統計(事業所統計調査、毎月勤労統計調査など)の場合と同様である。雇用者の中には、給与支払の対象となる休職者も含まれる。

自営業主：個人経営の事業所の経営主で、実際にその事業所を営んでいる者。

家族従業者：自営業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事

に従事している者。

有給役員：法人団体の役員で、常勤であると非常勤であることを問わず、有給の者。重役や理事であっても職員を兼ねて一定の職務につき、一般の職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、常用雇用者に区分される。

常用雇用者：常用雇用されている者で、徒弟や見習いも含まれる。臨時または日雇あるいはパートタイマーという名称であっても、1カ月以上の期間を定めて雇用されている者および調査の前2カ月に各月それぞれ18日以上雇用されている者は、常用雇用者に区分される。

臨時・日雇雇用者：1カ月未満の期間を定めて雇用されている者および日々雇入れられる者。

③ 範 囲

生産・サービス活動が国内の外国公館、駐留軍を除き、日本の在外公館を含む自国領域内におけるものに限定され、外国籍の人が日本国内で行なう生産活動を含む一方、日本の国籍を有する人が外国で行なう生産・サービス活動は含まないことに対応した労働投入量である。

部門別には、各部門の生産・サービスアクティビティに見合っその部門の従業者数を確定することを原則としたが労働者個々人の労働アクティビティと各部門の生産・サービスアクティビティとは必ずしも一致しないので、その場合には、次のような考え方で区分した。すなわち、労働アクティビティがいかなる生産・サービスアクティビティのために行なわれているのかを目安にして部門の格付けを行なった。これは、いわば事業所ベースに近い考え方である。

たとえば、自動車生産活動を行なっている事業所の電話交換手は、その労働者自身は通信活動に従事しているのであるが、このような場合には、この電話交換手を通信部門に格付けするのではなく、自動車の生産活動に必要な労働者という見地から、自動車部門に計上するわけである。

もっとも、統計上の制約からとくに、産業＝職業マトリクスなどでは必ずしも上記のようにわりきれない場合があるが、労働アクティビティと生産・サービスアクティビティとの差異のうちまぎらわしいものについては、次のように、できるだけアクティビティ概念に即した取扱いとしたが、労働アクティビティについては事業所ベースでとらえる方が推計方法の上でも、利用の面でも適当であるという考えもあり、この点は今後の産業連関表のあり方との関連で、大きな検討課題である。

イ 自家用自動車輸送（自家倉庫，自家教育，自家研究，自家広告）

自家用トラックなどによる輸送活動は、各部門においてそれぞれがガソリン、タイヤ等のコストを直接に投入しているが、それぞれが自家用輸送という独立した区分をしてコストを計上しているわけではない。すなわち、各部門の生産・サービス活動から、自家用自動車輸送の活動が分離できない。したがって雇用においても、企業の自家用自動車輸送関係労働者は、その企業の生産・サービスアクティビティによる部門に計上される。

たゞし、自動車修理に関しては、部門分類としても独立した部門が設定されているので、原則として、企業の自動車修理の分野は、その企業の生産・サービスアクティビティとは分離して、自動車修理部門に組み替えるという考え方をとった。

ロ 建設補修

自家建設補修の従業者の取扱いは、建設補修は建築の部門に含めるという部門分類上の考えもあるので、原則として各企業の生産・サービスアクティビティとは分離して一括建築部門に含めるという考え方をとった。しかし、統計上の制約から必しもすべてを建築部門に組み替えることができなく、結果的には、自家建設補修の約半数（約15万人）が各部門に残らざるをえなかった。

ハ 各種修理

イでも触れたように、産業機械修理、民生用機械修理、電気機械修理、自動車修理、精密機械修理、時計修理、楽器修理などの修理関係の従業者は、部門分類の設定に合わせて、原則として、各企業の生産・サービスアクティビティとは分離して、各修理部門に格付けするという考え方

をとった。

ニ 診療所，売店，食堂

企業の付属診療所の従業者は、その企業の生産・サービスアクティビティとは分離して、医療（公共サービス）部門に計上した。

また、企業内の売店、食堂などの従業者については、そのほとんどは委託経営によるものとみなし、それぞれ小売（商業）部門、飲食店（その他のサービス）部門に計上した。

ホ たばこ

たばこについては、専売公社のたばこ製造部門の生産活動をすべて含むこととされているので、たばこの製造はもちろん、製品の保管、配達、輸送、輸入たばこの購入、販売、さらには専売公社工場で使用される機械の製造組立の一部までがはいってくる。

すなわち、この部門は、アクティビティベースではなく、企業ベースの部門となっている。

④ 35，40年表との相違

雇用の推計は、35，40年表の場合には、国勢調査をベースとしていたが、45年表では、事業所統計調査をベースとした。そのおもな理由は次のとおりである。

イ 産業の格付け

①でも触れたように、国勢調査は、供給側からアブローチした調査であり、本来、経済活動状態にある人口を調査したものであるので、原則として世帯主記入という調査方法ともあいまって、産業の格付けに十分な精度を期待できない。

ロ 二重雇用の把握

国勢調査では、1人の人が2つ以上の仕事をしている場合、その主たる仕事に従業上の地位、産業の格付けが行なわれるため、副次的な方の仕事が雇用量として把握されない。このため、たとえば①二重雇用者、②農家などの自営業主の副業的雇用労働、③雇用者として働く一方個人事業を営む者の活動、④通学や家事のかたわら就業する者の活動はもれることとなる。

ただし、雇用者のない自営業主、家事使用人、船員等については、事業所統計調査の方の把握が十分でないと考えられるので、これらの部分については、国勢調査で補完している。

ハ 雇用者所得との対応

雇用者所得は推計の基礎となる調査は、事業所をベースとする調査であり、雇用者所得は、各部門の人件費コストを計上するものであるため、この賃金の調査とベースを合

わせて雇用量を把握するのが妥当である。

(2) 雇 用 者 所 得

① 概 念

雇 用 者 所 得 は、各 生 産・サ ー ビ ス ア ク テ ィ ビ テ ィ へ の 投 入 と し て の 人 件 費 コ ス ト で あ る。し た が っ て、企 業 の 支 払 い ベ ー ス で あ り、雇 用 者 の 受 取 り ベ ー ス で は な い。雇 用 者 所 得 は、従 業 者 数 が 物 量 表 示 の 労 働 投 入 量 で あ る の に 対 し て 価 値 表 示 の 労 働 投 入 量 で あ る。

な お、こ こ で 雇 用 者 所 得 と い う の は、従 業 者 の う ち の 有 給 役 員 お よ び 雇 用 者 に 対 応 す る 所 得 で あ る。

② 定 義 お よ び 範 囲

雇 用 者 所 得 に は、雇 用 者 の 賃 金 俸 給 額 の ほ か に、役 員 俸 給 額、議 員 歳 費、社 会 保 険 料 雇 用 主 負 担 分、退 職 金 お よ び 退 職 年 金、現 物 給 与、チ ッ プ 並 び に 社 宅 の 費 用 が 含 ま れ る。た だ し、医 療 保 健、文 化、教 養、娯 楽、体 育 な ど 住 宅 以 外 の 法 定 外 福 利 費、教 育 訓 練 費、募 集 費 等 は 含 ま れ な い。

賃 金 俸 給 額；税 金、社 会 保 険 料 雇 用 者 負 担 分 な ど を 控 除 す る 前 の 企 業 の 支 払 額。常 用 雇 用 者 と 臨 時・日 雇 用 者 に 対 す る そ れ が 区 分 さ れ る。

役 員 俸 給 額；企 業 の コ ス ト と し て 役 員 に 支 払 っ た 額。利 益 金 を 処 分 し て 支 払 っ た 役 員 賞 与 は 含 ま れ な い。

議 員 歳 費；国 会 議 員、地 方 議 員 の 俸 給。国 お よ び 地 方 公 共 団 体 の 決 算 書 か ら 把 握 さ れ る。

社 会 保 険 料 雇 用 主 負 担 分；労 働 者 災 害 補 償 保 険、失 業 保 険、健 康 保 険、日 雇 健 康 保 険、厚 生 年 金 保 険 に 関 す る 雇 用 主 の 保 険 料 負 担 分。雇 用 者 自 身 の 負 担 分 は、賃 金 俸 給 額 に 含 ま れ て い る。

退 職 金 お よ び 退 職 年 金；企 業 の 積 立 て 額 で あ っ て、支 払 い 額 や 引 当 て 額 で は な い。

現 物 給 与；現 物 支 給 の 食 事、通 勤 定 期 券 に 限 る。作 業 服 は 家 計 外 消 費 支 出 と し、雇 用 者 所 得 と は み な い。福 利 厚 生 費 や 旅 費 の 一 部 に 雇 用 者 所 得 と み ら れ る も の が あ る が、こ れ ら も 家 計 外 消 費 支 出 と み な し た。

チ ッ プ；企 業 が 管 理 し、雇 用 者 に 配 分 さ れ る も の に 限 定 す る。お 客 が 直 接 雇 用 者 に 手 渡 し た チ ッ プ は 含 め な い。ま た、チ ッ プ が 計 上 さ れ る の は、遊 興 飲 食 店、ホ テ ル、葬 儀 業 な ど 一 部 の 産 業 に 限 ら れ る。

社 宅 の 費 用；い わ ゆ る 給 与 住 宅 に か か る 企 業 の コ ス ト で、社 宅 の 維 持 管 理 費、修 繕 費、減 価 償 却 費 な ど。雇 用 者 の 支 払 家 賃 を 控 除 し て 企 業 の コ ス ト が 計 上

さ れ る。

(注) 映 画 俳 優、内 職 等 へ の 支 払 い の 取 扱 い

映 画 俳 優、プ ロ 野 球 選 手 の よ う に、雇 用 関 係 が 稀 薄 で、自 営 業 主 的 性 格 が 強 く、税 法 上 も 交 際 費、交 通 費 な ど の 経 費 が 認 め ら れ る 者 は、雇 用 関 係 が あ る と は み ず、こ れ ら の 所 得 は 雇 用 者 所 得 と は し な い。家 庭 内 職 へ の 支 払 い も 雇 用 者 所 得 に は 含 め な い。

2. 推 計 資 料

こ の 推 計 に 利 用 し た 資 料 は 次 の と お り で あ る が、こ の ほ か、直 接 各 省 庁、公 社 公 団 等 か ら 電 話 等 に よ り 情 報 を 入 手 し て 活 用 し た。

(1) 雇 用

事業所統計調査	総理府統計局
国勢調査	〃
就業構造基本調査	〃
労働力調査	〃
毎月勤労統計調査	労働省
農家経済調査	農林省
総合農協統計表	〃
国有林野事業労務統計概要	林野庁
漁業経済調査	農林省
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
鉱業統計月報	〃
石油統計年報	〃
工業統計表	〃
商業統計表	〃
電気事業要覧	〃
ガス事業統計年報	〃
地方公務員給与実態調査	自治省
鉄道要覧	日本コンピュータ部
主要企業経営分析	日本銀行
屋外労働者職種別賃金調査	労働省
郵政統計年報	郵政省
一般職国家公務員在職状況統計表	総理府人事局
特別職在職状況統計表	〃
科学技術研究調査報告	総理府統計局
特殊法人総覧	行政管理庁

国の予算書

国の決算書

(2) 雇用者所得

国民所得統計	経済企画庁
毎月勤労統計調査	労働省
労働費用調査	〃
法人企業統計	大蔵省
農家経済調査	農林省
農業生産費調査	〃
国有林野事業労務統計概要	林野庁
林業労働者職種別賃金調査	労働省
船員労働統計	運輸省
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
ガス事業統計年報	日本ガス協会
地方財政統計年報	自治省
国鉄損益決算書	
私鉄統計年報	運輸省
屋外労働者職種別賃金調査	労働省
賃金構造基本統計調査	〃
給与支払状況統計報告	総理府人事局
住宅統計調査	総理府統計局
科学技術研究調査報告	〃
医療施設調査	厚生省
事業所統計調査(サービス業編)	総理府統計局
工業統計表	通商産業省
個人別賃金調査(昭和25年)	労働省
国の決算書	

3. 推計方法

(1) 雇用

雇用の推計は、部門別に従業上の地位別に行なったが、作業に大枠を与える意味で、雇用の全体について、従業上の地位別に Control total (C・T) を設定した。

① 自営業主

原則として、国勢調査(昭和45年)の結果に、就業構造基本調査(昭和46年)から得られる副業の従業上の地位が自営業主である者の(二重雇用)の数を加えて各部門の自営業主数とした。

雇用推計は、原則として、事業所統計調査等の需要側からアプローチした雇用統計に基づいて行なうこととしたが、自営業主については、次のような点で事業所統計調査のもれが相当数にのぼると判断した結果、国勢調査をベースとしたものである。

- イ 雇用者のいない自営業主のかなりの部分がもれている。
- ロ 映画館、駅、会社の構内にある独立経営の食堂、売店な

どは、これを統括する本社、本店が別にある場合は、調査されるが、そうでない場合は把握されない。

- ハ 個人の家庭で従事する家事サービス業は調査されない。
 - ニ 個人経営の農林水産業は調査されない。
 - ホ 路上のくつみがき、新聞の立売り、露店など、場所的設備が恒久的でないものは調査されない。
- 部門別の場合と同様の方法によってC・Tを設定した。すなわち、国勢調査による自営業主数1,015万人を労働力調査によって年平均ベースに修正し(986万人)、就業構造基本調査による二重雇用109万人を加えて、1,095万人を得た。

結果的には、部門別に確定した自営業主数の積上げ値は、1,056万人で、C・Tより約40万人(3.6%)減少した。

② 家族従業者

自営業主の場合と同様の理由により、国勢調査をベースとし、就業構造基本調査による二重雇用を加味して、部門毎の家族従業者数を確定することを原則とした。

C・Tは、国勢調査による家族従業者数854万人を労働力調査により年平均ベースに修正し(807万人)、これに就業構造基本調査による二重雇用82万人を加えて、889万人となった。結果的には、部門毎に確定した家族従業者数の積上げ値は、869万人で、C・Tより約20万人(2.3%)減少した。

③ 有給役員

事業所統計調査による常用雇用者数に対する有給役員数の比率を用いるか、41～44年の有給役員数の変化傾向を単純延長し、それを労働力調査により年平均ベースに転換するか、あるいは毎月勤労統計調査の常用雇用の44～45年の伸びを用いるかによって部門毎の有給役員数を確定した。

C・Tは、事業所統計調査の179万人を毎月勤労統計調査の44～45年の常用雇用の伸び3.3%で延長して、185万人とした。結果的には、部門毎に確定した有給役員数の積上げ値は181万人で、C・Tより約4万人(2.2%)減少した。

④ 雇用者(有給役員を含む)

常用雇用者については、原則として、事業所統計調査または工業統計表をベースとし、毎月勤労統計調査の44～45年または事業所統計調査の41～44年の伸びにより単純延長し、これを毎月勤労統計調査または労働力調査により年平均ベースに転換して部門別に確定した。

臨時・日雇用者については、事業所統計調査あるいは国勢調査による常用雇用者数に対する臨時・日雇用者数の比率を上述のようにして定めた常用雇用者数に乗じて求めた。

C・Tは、個々の産業をみると問題はありますが、一応の目安ということで、国勢調査の3,354万人をベースとし、これを労働力調査により年平均ベースに転換し(3,355万人)これに就業構造基本調査による二重雇用112万人を加え、さらに別途推計した農家の日雇雇用22万人を加えて3,490万人とした。しかし、雇用の推計は、部門毎に最も妥当と思われる方法を用いて確定したため、結果的には、部門毎に確定した雇員数の積上げ値は、3,577万人で、C・Tより約90万人(2.5%)増加した。

(2) 雇員所得

雇員所得については、常用雇員、臨時・日雇雇員、有給役員の別に平均賃金を推計し、平均賃金×人数によりそれぞれの所得を算定した。常用雇員については、さらに、退職金、社会保険料、雇用主負担分、現物給与、住宅費等を推計して加えた。

① 平均賃金

部門により差異はあるが、原則として次により推計した。
常用雇員賃金；毎月勤労統計調査の年平均の月間現金給与総額×12か月

臨時・日雇賃金；毎月勤労統計調査により1日当り賃金×1か月の出勤日数×12か月
1か月の出勤日数は、毎月勤労統計調査による日雇人員を、同調査による常用雇員数に事業所統計調査による常用雇員数に対する臨時・日雇雇員数の比率を乗じて求めた臨時・日雇雇員数で除して求めた。

有給役員俸給；法人企業統計により
(有給役員俸給/常用雇員賃金)×
常用雇員賃金

② 退職金等

退職金、社会保険料、雇用主負担分、現物給与、住宅費については、原則として、労働費用調査または法人企業統計により、常用賃金に対する比率または従業員給料に対する福利費比率を求めこれを常用雇員賃金に乗じて算出した。また、チップ額については、昭和25年個人別賃金調査により現金給与額に対するチップ額の比率を推定し、これを常用雇員賃金に乗じて求めた。

雇員所得のC・Tについては、国勢調査をベースとした推計であり、退職金等についての推計も異なり、さらに二重雇用にかかる所得が過小と思われるなど問題はありますが、一応の目安として、国民所得統計における雇員所得を採り、こ

れに二重雇用の取扱い方の差にもとづく賃金評価額の差のみを上積みして求めた。この結果、雇員所得のC・Tは、31,684,600百万円となり、一方、部門毎に確定した積上げ値は31,563,400百万円であったので、その差121,200百万円は分類不明の部門の雇員所得とした。

4. 問題点

雇用、雇員所得に関して、例示的に具体的な問題点をあげれば、次のとおりである。

(1) 概念・定義および範囲上の問題点

アクティビティ概念にどこまで徹することができるかというものが常に問題としてつきまとった。雇用および雇員所得の推計にあたっては、なるべく生産額推計の際の概念、生産サービス活動の範囲に即応する推計を行なうように努力したが、主として資料の制約から必ずしも完全に一致しえない部分が残った。したがって、労働投入係数に多少の歪みがでてくることになる。

生産・サービスアクティビティと労働アクティビティとの対応の問題は、雇用マトリクスの一つとして、雇員(有給役員を含む)について、産業=職業マトリクスを作成する際とくに鮮明にできた。極端に言えば、事務員という職種は、どの生産・サービスアクティビティにも直接には結びつかない。そこでこれについては間接的には、どの部門のアクティビティにも結びついていると考えて、すべての部門に配分した。事務員はそれでよいとして、この考え方でどの職種までいけるのかとなるとなかなかむずかしく、結局、それぞれの職種毎に決めざるを得なかった。

建築・土木部門についていえば、生産額推計の方では、いわばアクティビティに徹しきり、建設会社の通常の建築、土工事はもとより、窯業や製鉄業における築炉あるいは各企業が行なう自家補修までを含む一方、建設機械の修理などは、自家修理の部分であっても他の部門に出すという考えがとられた。これに対して、雇用および雇員所得の推計では、産業連関表の土木・建築部門における細分類が、事業所統計調査や国勢調査における産業分類と全く異なっているため、同じ考えでの推計ができなかった。もとより、アクティビティを考慮して、国の特別会計における建設活動部分、地方公営企業の行なう建設活動、国鉄、地方公共団体の建設活動、さらには量小売活動などを追加することにはしたが、事業所統計調査、国勢調査における建設業において直接建設活動に結びつかない活動を除くことはできなかった。また、各部門の自家補修部門も、雇用マトリクスの一つである産業=職業マトリクス作成の際に考慮し

て、建築部門に移さかえる努力をしたが、完全にはできず、自家補修のおよそ半分は各部門に残らざるをえなかった。

国有鉄道部門については、結果的には、国鉄損益計算書の損益勘定のみで定員に従業員としたため、アクティビティ概念が不明確となり、事業所統計調査による推計値とギャップを生じている。

今回は、部門別の雇用者数を確定して後に、産業＝職業マトリクスを作成したため、アクティビティの概念をめぐってかなり苦労をした。端的にいえば、部門別産業者数は、基本的には事業所ベースであり、産業＝職業マトリクスは、相当程度アクティビティに徹したものをベースとしているからである。

今後の産業連関表の方向が、事業所ベースということになるならば、今回の産業＝職業マトリクスをめぐり苦心は無用のものであるが、今後も引続きアクティビティにできる限り徹するという方向ならば、次回からは、部門別の雇用者数を産業＝職業マトリクスによって修正して確定していくのが、生産額推定とのギャップを埋めるために必要と考えられる。もっとも、そうはいつでも、調査統計の公表時期との関係では、生産額推計よりも遅くなる可能性が強いうえ、雇用者所得の推計も、これまでの部門別の推計ではすまなくなり、部門別種別に行なう必要が生じ、十分な賃金資料がない中で作業量が膨大になるなど問題は多い。

(2) 資料上の問題点

資料上の制約から、十分な推計ができないという事態はしばしば経験した。一般的には、従業員数に比べて賃金面の資料が十分でない。

農林業についてもある程度同じことがいえるが、とくに漁業については、賃金面の資料が不足している。しかも、これらの部門は、季節性が強く、他部門と兼業している者が多いので、延概念（man-dayなどの）での推計が必要のように思われる。また倉庫部門も賃金資料がなく苦労した部門である。

(粗付加価値部門)

第10節 経済企画庁担当部門

家計外消費支出（9100-000）

(1) 定義および範囲

産業連関表でいう家計外消費支出とは企業の消費的経費をいい、税法上ならびに会計上、経費控除が認められているものに相当する。ただし国民経済計算における概念上雇用者所得とし

資料がないため、いくつかの部門に同じ計数を用いざるをえない場合もあった。部門別雇用者を職業や学歴に分解する際、銑鉄・粗鋼と鉄鋼一次製品や建築と土木などは同じ比率を用いその後各省の専門家の意見を参考にして修正するという方法をとらざるをえなかった。

賃金について、財政面からアプローチしたような場合にも十分な推計ができなかったものがある。工業用水道や下水道、廃棄物処理などの部門では、地方財政統計年報の職員給与費をベースとし、これに退職金等を加えて雇用者所得としたが、この職員給与費の中には、退職金、社会保険料雇用負担分を含んでいると解釈されるところからこれら部門の雇用者所得は過大ではないかと恐れる。

(3) 推計上の問題点

もっとも、工業用水道部門については、民営事業所の工業用水道や各部門の自家活動については、生産額の推計が行なわれていないので、雇用者所得の推計も行なわなかったため、この部分については過小と思われる。

雇用者所得からのアプローチからすると生産額の推計が過小とみられ、調整の結果雇用者所得も減らしたために推計が過小となったのではないかと考えられる部門としては、倉庫、教育（私立）、その他の公共サービスなどの部門がある。これらの部門については、生産額の推計方法についての検討が必要と思われる。

不動産仲介業と不動産賃貸業との仕分けについては、事業所統計調査の分類自身にも問題があり、産業連関表でも弱い部門であるが、生産額の割合で雇用者数を両部門に配分したため、事業所統計調査の小分類を直接適用した場合に比べ雇用者数は不動産仲介業で少なくなり、著しく不動産賃貸業にかたよる結果となった。

て処理されている「法定福利費」、「現物給与見積額」、「通勤交通費支給額」、「退職金支払額」等は含まれない。

(注) 税法上ならびに会計上の概念は下記のとおりである。

1. 福利厚生費……雇用者所得として処理されているもの以外の福利厚生費で福利施設負担額（福利厚生のための施設にかかる費用）飲食費（法人が従業員に食事を支給する場合の費用で、1人月額700円以下）、保健衛生

医療費（従業員が診療などのために要する費用で、その施設運営に要するいっさいの財貨サービス費用および要素費用）、娯楽、スポーツ費（従業員および家族のレクリエーション施設に関するすべての費用）、社宅、寮などの費用（以上のそれぞれの費用から分離して一括計上される場合の維持管理費、修繕費、減価償却費、貸借料など）、慶弔費（一定の基準により支給する葬祭料、香典、災害見舞金など）、およびその他の福利厚生費（従業員専用の学校法人の費用、従業員の教育費用など）からなっている。

2. 交際費……得意先、仕入れ先、その他事業に関係ある

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者又は出所	備考
1	法人企業間接費調査報告	昭和 45 年度	経済企画庁	
2	法人企業統計年報	〃	大蔵省	
3	個人企業経済調査	〃	総理府統計局	
4	事業所統計調査	昭和 41・44 年	〃	
5	国税庁業務資料	昭和 45 年度	国税庁	

(3) 推計方法

ア 経費総額（C・T）の推計

旅費、福利厚生費、その他の家計外消費支出

まず産業別の売上高を推計し、それに法人企業間接費調査（旅費、福利厚生費、その他の家計外消費支出）の構成比率を乗じて推計した。

産業別売上高については法人と個人に分けて推計した。

もの等に対する、接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出するもので、従業員慰安の費用は含まれないことはいうまでもない。

ただし例外として、役員、または部課長等の忘年会、および新年会の費用、経理課員等の決算慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費とされている。

3. 旅費……役員または従業員が事業の管理、販売等のため旅行に要した費用のうち日当、宿泊料部分とし、また転任、新任等のための仕度金、赴任手当、看護手当等を含む。

法人については法人企業統計年報の産業別売上高を用いた。個人企業については個人企業経済調査の一企業当たり売上高を用い、これに事業所統計調査（全国編）の事業所数を乗じて売上高を推計した。

交際費については国税庁業務資料を用いた。これによると45年度交際費は1,070,000百万円を求め生産額とした。

家計外消費支出額

部門分類	細目	金額	比率	備考
旅費	宿泊費	(百万円) 357,932	(%) 63.5	911001
	日当	205,741	36.5	
	(計)	563,673	(100.0)	
交際費	飲食店への支払い	732,950	68.5	911002
	遊興娯楽施設への支払い	118,770	11.1	
	贈答品購入費	218,280	20.4	
	(計)	1,070,000	(100.0)	
福利厚生費	福利施設負担額	88,849	14.0	911003
	飲食費	80,022	12.6	
	保健衛生医療費	163,093	25.7	
	娯楽スポーツ関係費	86,614	13.6	
	社宅、寮などの諸経費	216,599	34.1	
(計)	635,177	(100.0)		
その他の家計外消費支出	慶弔費	42,644	20.3	911009
	福利費のうちの「その他」	167,819	79.7	
	(計)	210,463	(100.0)	

イ 投入内訳の推計

40年産業連関表および産出側との調整で細分を行なった。

ウ 産出配分の推計

経費総額を推計するにあたって部門別に推計したのでこの額を配分した。

(4) 問題点

家計外消費の総額は「法人企業間接費調査」を基礎とし、推計したが、この部門は本来企業の機密に属する事項であり、また広告宣伝費等その他の経費項目で支出される場合も多く、その実態を正確にとらえることに限界があり、一般的過少推計の傾向

があると考えられる。したがって本部門の経費総額の推計についても、はじめから確定的な計数を固定することは、現存基礎資料から問題があり、調整過程でかなりの修正を行なわざるをえなかった。

資本減耗引当 (9420-000)

(1) 定義および範囲

この項目は減価償却費と資本偶発損からなっている。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	国民所得統計年報	昭和46年版	経済企画庁	
2	昭和40年産業連関表部門別生産額	昭和45年	行政管理庁	
3	法人企業間投資調査	昭和45年度	経済企画庁	
4	法人企業投資実績調査	〃	経済企画庁	
5	工業統計表(品目編)	〃	通省産業省	

(8) 推計方法

ア 減価償却額

(ア) 生産額(C・T)の推計

減価償却費は当該期間の総生産のために消耗される有形固定資産の経常的減耗に対する引き当て額であり、原則として、資料(1)から国民所得統計の減価償却額を用いた。

(イ) 資本偶発損

資料(1)の資本偶発損(568,800百万円)を計上した。

項目	金額
① 国民所得総計概念減価償却費	9,571,100
② 政府建物の	〃
公務	68,958
教育	214,115
医療	841,048
①+②	9,895,221

イ 産出配分の推計

国民所得統計の産業別減価償却額を用いて配分した。

製造業部門については工業統計表減価償却費率で分割した。それ以外の産業部門は法人企業投資実績調査の減価償却比率で分割した。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	国税庁統計年報書(96回)	昭和45年度	国税庁	
2	地方財政統計年報	〃	自治省	
3	租税及び印紙収入・収入額調	〃	大蔵省	

間接税 (9430-000)

(1) 定義および範囲

現行国民所得統計の間接事業税、税外負担と同じである。

ただし、関税と、輸入商品税は含めないで最終需要欄で控除項目として計上する。判定基準としては、税法上所得算定に際し、経費算入が認められる租税、および税外負担で国税では酒税、砂糖消費税、揮発油税、物品税等であり、地方税では、事業税、自動車税、固定資産税、料理飲食等消費税等であり、税外負担では、日本専売公社納付金、アルコール特会納付金、各種手数料分担金等の法人負担分である。

産業別配分については、原則として直接に税を支払った産業に負担させることにし、例外として、揮発油税、軽油引取税は生産者が支払ったものとした。

なお、賃借資産にかかる固定資産税については、不動産賃貸料部門の取引を通じて使用産業の直接経費として計上する方法(使用者主義の原則)によったが、不動産賃貸料を通じない企業間の取引については、資料の制約上、アクティビティとしてとり出せないで所有者主義になっている。

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
4	道府県税徴収実績調	昭和45年度	自治省	
5	国民所得統計	〃	経済企画庁	
6	国富調査報告	昭和35・40年度	〃	
7	自動車数統計表	昭和45年度	運輸省	
8	昭和40年産業連関表	昭和40年度	経済企画庁	
9	国税庁業務資料	昭和45年度	国税庁	

(3) 推計方法

国民所得統計基礎資料から推計した総額 4,658,063 (百万円) に食糧管理特別会計の黒字分 42,864 (百万円) を加えたものを C・T とした。

$$C \cdot T = 4,700,927 \text{ 百万円}$$

(4) 産出配分

税の種類により、負担部門が明らかなものは、そのまま配分し、事業税のように全部門に関係するものについては、間接的に配分した。

(イ) そのまま配分したもの

国 税

酒税、砂糖消費税、揮発油税、石油・ガス税、物品税、トランプ類税、取引所税、有価証券取引税、通行税、入湯税、地方道路税

地 方 税

タバコ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、釧区税、軽油引取税、電気・ガス税、釧産税、木材引取税、入浴税、水利地益税、不動産取得税

税外負担

日本専売公社納付金、アルコール特会納付金、中央競馬会納付金、発電水利使用料

(ロ) 間接配分したもの

事業税、自動車税、固定資産税、自動車取得税、都市計画税

(ハ) 配分困難で分類不明としたもの

国税のその他税、印紙収入、法定外普通税、旧税、共同施設税、手数料、寄付金、分担金、許可料、延滞金等

(ニ) 食糧黒字は、主として輸入品から述べたものであるその品目でそのまま配分した。

(5) 間接配分の方法

事業税 法人分、個人分とも「国民所得統計」の「産業別国内総生産額」(総付加価値)の構成比で分割したものを部門別 C・T で細分した。

自動車税 } 運輸省調べによる「自動車数統計表」の
自動車取得税 } 「産業別自動車保有台数」の構成比で分割
軽自動車税 } し、細分は C・T の構成比によった。
35年、40年国富調査による「産業・企業部門、資産項目別有形固定資産額」から、法人企業、個人企業の建物純資産額の産業別構成比によって分割し、細分は C・T の構成比によった。

固定資産税 }
都市計画税 }

経常補助金 (9440-000)

(1) 定義および範囲

現行国民所得統計における経常補助金は食糧管理特別会計を除いてはほぼ一致する。すなわち政府から企業に交付される経常補助金であって政府から企業への直接支出か、あるいは政府機関による買値と売値の差額支出かの形態をとる。

この補助金分だけ企業の生産費が相殺され、市場価格が低められることになるので、「負」の間接税とみなすことができる。

なお、食糧管理特別会計への一般会計からの繰入れは、経常補助金とみなす。

(2) 推計資料

昭和45年度国民所得統計基礎資料(経済企画庁経済研究所)を、C・T および産出配分の推計資料とする。

(3) 推計方法

① 産出額(C・T)の推計

(2)の資料から推計した。

② 産出配分の推計

各補助金項目を該当する企業に割り当て、さらに各部門の参考資料によって配分した。

(4) 問題点

食糧管理特別会計への一般会計からの繰入金を補助金扱いとしているが、NI では、卸売部門として扱っている。ここに概念上の違いがある。